

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成 1 2 年 9 月 2 5 日 (月)	開 議	午後 1 時 3 0 分
		散 会	午後 6 時 2 4 分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高階委員長、中村副委員長、前田・松本 (聖) ・中島・佐藤 (次) ・松田 佐藤 (幸) 各委員 (佐久間委員欠席)		
説明員	市民・福祉・環境各部長、保健所長、小樽病院・第二病院両事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

会議録署名委員に、前田委員、松本（聖）委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、委員長から申し上げます。

去る8月30日の厚生常任委員会終了後の理事会において、国保の短期被保険者証にかかわる理事者の対応に市民や議会に対し誠意に欠ける点が明らかになったことから、今後かかることがないように委員長から厳しく申し渡すよう全会一致で決まりました。この際、この決定に従いまして、改めて委員長の方から、国保に限らず当委員会の所管においてかかることが再び繰り返されることがないように厳しく申し渡します。

以上です。

この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。

「環境にやさしい小樽市民ルールについて」

○環境課長

「環境にやさしい小樽市民ルール」の策定につきましてご報告申し上げます。

小樽市では、今年度の地球温暖化対策といたしまして、「環境にやさしい小樽市民ルール」と「市の事務事業に関する温暖化防止実行計画」の2つの施策に取り組んでおりますが、これらはいずれも地球温暖化対策推進法に基づくものであり、本年6月、北海道が策定した地球温暖化防止計画に対応する施策であります。

このたび、「環境にやさしい小樽市民ルール」について素案がまとまりましたので、資料に基づきましてその概要をご報告申し上げます。

まず1番目に、市民ルールの趣旨につきましては、資料冒頭にございますように、地球環境問題が市民の日常生活や事業活動に起因していることから、地域レベル、市民レベルでのライフスタイルの変革が必要であり、市民、事業者、行政が連携して環境負荷を低減するための施策として策定するものであります。

第2に、その内容といたしましては、地球温暖化の大きな原因となっている二酸化炭素の排出量を削減するなど、市民ぐるみで取り組むべき環境保全行動について、覚えやすく取り組みやすいことに主眼を置いて取りまとめるものです。

市民ルールの策定に当たりましては、広く市民及び事業者の皆さんの意見を反映することを目的といたしまして、18名の委員からなる市民懇話会を設置いたしました。座長に北海道薬科大学の植松先生をお迎えし、団体推薦委員が10名、市民公募委員が7名でございます。

7月13日に第1回懇話会を開催し、趣旨説明の後、数多くのご意見をいただきました。それらを9月5日開催の第2回の懇話会でまとめていただきましたのが資料の2枚目にあります素案でございます。

1ページ目は、「どうする？地球の温暖化」というタイトルで、地球温暖化のメカニズムとその影響を平易に解説し、市民ルールの策定趣旨と素案への市民意見公募について触れております。

2ページ目では、実際に市民の皆さんに取り組んでいただきたい環境保全行動を大きく5項目に分けて掲げてございます。第1番目が省エネ行動、第2番目が自動車の使用について、第3番目がグリーン購入について、第4番目がエコ・クッキングについて、そして第5番目がごみの減量であります。それぞれ代表的な保全行動による1年間の節約金額と二酸化炭素削減量を表示してございます。

今後の予定といたしましては、この2ページの素案を11月発行予定のごみゼロ広報に掲載するほか、環境フェスティバルなど普及啓発行事で市民周知を図ると同時に、幅広いご意見を公募し、それらを反映させて年内に市民ルールとして取りまとめたいと考えております。また、新年早々、普及啓発活動に着手し、新年度には保全行動の実態調査などを実施し、フォローアップに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長

「延長保育に関する利用者動向調査の集計結果について」

○児童家庭課長

本年6月に実施しました延長保育に関する利用者動向調査について、集計結果がまとまりましたので報告いたします。

延長保育については、昨年3月に策定しましたエンゼルプランに位置づけるとともに、市長への手紙などで延長保育に対する要望も出されたこともあり、利用者動向調査を行うこととしたところであります。この調査結果について、配布しました資料に基づいて報告いたします。

まず、調査の目的であります、1ページ目をお開きください。

21カ所の認可保育園に通所する利用者の延長保育に対する要望調査であり、さらには、試行的に延長保育を行うとした場合の需要動向の見極めや保育内容についての利用者の考え方を把握することを目的としたものであります。

次の、調査回答等についてであります、21カ所の認可保育所、1,426人の児童すべてを対象とし、A、保護者1,142人のうち、B、988人から回答を得ることができました。回答率86.5%となったところであります。

次に、2ページ、3ページに移っていただきますが、今回の調査に当たっての調査依頼内容であります。

次に、5ページをお開きください。これからが集計結果であります。

質問1、あなたのご家庭は今延長保育が必要ですかという問いに対し、必要であると答えたのが218人で22.1%、必要であるが利用料金により利用を決めるという人が168人で17%、合わせて386人の人が必要と考えている回答となったところであります。次に、延長保育を必要とする理由について尋ねたところ、必要と考えている386人中205人が仕事の都合ということで、必要と考えている人の53.1%となりました。

6ページ目をお開きください。

必要と考えている人に、希望する時間帯を尋ねたところ、夕方を希望する人が、朝夕とも含めて希望するということを合わせますと363人で、夕方が圧倒的に多い状況であります。また、次の質問で、何時まで必要ですかと具体的な時間の問いに対し、夕方19時までが150人と31.9%を占める状況でありました。

7ページをお開きください。

次に、利用の仕方についてお尋ねしたところ、毎日利用するという人は、月から金、月から土を合わせて103人あり、不定期という人は185人で47.9%となっております。また、次の回答は、毎日利用する人以外の利用回数等について集計したものであります。

8ページをお開きください。

利用料金について尋ねたところ、類似都市並みであれば利用するという人が209人で、利用希望386人中54.1%となったところであります。この類似都市並みというのは、質問の中で、保育料の5%から10%程度、限度額が3,000円から5,000円程度として示して尋ねたものであります。

次に、9ページ、10ページについてですが、これについては、おやつや間食、さらには延長保育について何か意見があればとの問いに対する主な回答であります。

以上、延長保育の利用者動向調査の集計結果について報告させていただきましたが、この調査の趣旨、目的で示しているとおり、13年度から試行的に延長保育を実施した場合の需要動向を調査しましたが、今後この結果を踏まえ、さらに分析をし、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長

「特別養護老人ホームについて」

○（高齢）管理課長

特別養護老人ホームの整備計画について、ご報告申し上げます。

特別養護老人ホームについては、本年4月より介護保険法の介護老人福祉施設に位置づけられ、これに係る本市の整備計画については本年3月に策定した小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に1カ所必要として盛り込み、平成15年度から16年度の2カ年計画で70床を整備する旨、後志支庁に計画を提出いたしました。しかし、北海道では、北海道介護保険事業支援計画において平成16年度末における後志圏域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を1,056床とし、新たに整備可能な量を平成12年度当初までに確保した1,000床との差を56床としたものであります。

なお、この整備枠に対する後志圏域の調整方針としての基本的な考え方については、特別養護老人ホーム未設置町村に進めることとして、認定審査会設置ブロックごとの平成16年度までの必要量に対する供給率をもとに必要性の順位づけをした上で、本計画期間内の平成15年度までに具体的な整備計画がある箇所を優先することに位置づけられたところであります。

本市としては、待機者の状況を踏まえ、平成14年度中に見直しする北海道介護保険事業支援計画の期間中において最優先で整備させていただくようお願いをしているところであり、計画どおり平成16年度の設置に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長

今定例会に付託された案件について、順次説明をお願いいたします。

「議案第25号について」

○保険年金課長

議案第25号「小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案」についてご説明申し上げます。

本年10月1日から、65歳以上の介護1号被保険者にかかる介護保険料の普通徴収が始まりますが、保険料の滞納が発生した以降の収納事務について、市民部保険年金課が対応することとするため所要の改正を行うものであります。保険年金課で対応することとしたのは、介護1号被保険者の中には国保加入世帯との重複世帯が相当数見込まれることから、国保の徴収体制を活用し、より効率的な運用を図っていくためであります。

なお、これに伴い、介護保険課の職員1名と新たに採用する嘱託事務職員2名を保険年金課に配属することいたします。

以上でございます。

○委員長

次に、「議案第26号について」

○社会福祉課長

議案第26号についてご説明申し上げます。

平成12年6月7日に社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律案が公布、施行されたところであります。この法律の主な改正内容は、「社会福祉事業法」から「社会福祉法」への名称変更や、利用者保護のための制度の創設、また事業者によるサービスの質の向上等が位置づけられたところであります。

この条例案につきましては、先ほど述べました「社会福祉事業法」から「社会福祉法」への名称変更に伴い、小樽市職員定数条例、小樽市福祉に関する事務所設置条例及び社会福祉法人に対する助成に関する条例の一部を改正するものであります。

以上でございます。

○委員長

次に、「陳情第46号について」

○総合サービスセンター所長

陳情第46号「天狗山ロープウェイ線コロナード最上前へのバス停留所新設要請方について」、ご説明いたします。

陳情の趣旨は、中央バス天狗山ロープウェイ線の洗心橋停留所と工業高校前停留所の間にバス停留所を新設してほしいというものであります。中央バスに照会いたしましたところ、要望の箇所にバス停留所を新設する場合、道路幅があるので新たにバスレーンを設置する必要はないが、地先の了承が必要であること、また、勾配があるので停留所周辺にロードヒーティングの敷設が必要であるということでありました。

ご承知のように、ロードヒーティングの維持費は平成11年度では2億6,000万円を超える状況で、財政的にも大きな負担となっております。今後の敷設につきましては、緊急度等も考慮に入れ、最小限の整備に絞らざるを得ない状況にありますが、今後の検討箇所とさせていただきたいというのが所管部の考えでございます。

以上でございます。

○委員長

これより一括質疑に入ります。なお、順序は、共産党、民主党・市民連合、公明党、市民クラブ、自民党の順序といたします。

○中島委員

介護保険について

それでは、質問を始めます。

介護保険について、自治体独自の低所得者対策について最初に質問いたします。

予算委員会でも同様に質問させていただきましたので、重複するところは省いていきたいと思います。市長答弁でも、介護保険の問題点については3点ほど出ておりました。低所得者対策、認定制度の問題、それと介護保険制度そのものの周知徹底、この3点については答弁にありましたけれども、低所得者対策についての今後の推移を見ながらの計画とおっしゃいましたが、具体的な計画はあるのでしょうか。

○高齢社会対策室長

具体的な対策でございますけれども、これはこれからの推移を見ながら私ども対応していかなければならないというふうに考えてございまして、この介護保険制度そのものは、ある意味でもともと制度の中に低所得者対策ということで、保険料あるいは利用料、こういうものへの配慮は一応なっております。また、新たな国の特別対策といたしましうか、導入を円滑にするための中で、保険料の軽減、あるいは訪問介護の利用者の軽減については3%というものを低所得者対策として持っております。したがって、これ以上になりますと、いろいろ国の方へ全国市長会を通じて、全国的な動きの中でいろいろな低所得者対策に対する財源というものをいろいろ申し入れしているわけでございます。それらの状況なんかも、さらに国の動向を踏まえながら、私ども、これから本格的な勉強をしていかなければならないのかなというふうに思っております。

○中島委員

国が特別対策として低所得者対策を出していることは周知の事実でありますけれども、それで対策され切れないという実態がやはり大きな問題として今上がっているわけですから、自治体独自の、国がそういう手をつけるまでの間放置するのではなくて、自治体独自でやらざるを得ないと、正直言って、そういうふうにして動いてきている自治体が連日のように新聞報道になっているわけです。小樽市自身が独自の計画としてそういうものを必要ないと判断しているのか、今の小樽の介護保険の高齢者の実態から見て必要ないと思ってるのかどうか、この点はどうですか。

○高齢社会対策室長

今答弁させていただきましたとおり、必要ないということではございませんで、今後の推移、動向、こういうものを十分勘案しながら、検討しながら、必要な部分とありますが、そういうものを含めていろいろ必要な対応が出てくればやっていかなければならないこともあるのかなというふうに思います。そういうようなことで推移を見ていくと、こういうことで答弁させていただければと思います。

○中島委員

それでは、介護保険の事業計画で当初計画立てていましたけれども、平成12年から開始されるということで、今年度の在宅サービスの利用予定者、これは一体何人計画していたでしょうか。

○介護保険課長

12年度の在宅サービスの見込みでございますけれども、計画上3,447人というふうに見込んでいたところでございます。

○中島委員

それでは、現在12年度実施して半年たった状況で、在宅サービスの利用実数、これは何人でしょうか。

○介護保険課長

在宅サービスの利用の実数でございますけれども、なかなかこの利用者数をつかむというのはどうしてもレセプトに頼らざるを得ません。それで、5月分までしかレセプトが来ておりませんので、これで申し上げますけれども、返戻等が非常に多く、実態を正確にあらわしているとはいえませんが、5月分のレセプトでは約1,400人の方が在宅サービスを利用している、こういった実態でございます。

○中島委員

3,447人に対して大体1,400人程度というお答えです。それでは、介護保険制度は在宅の介護を大幅に援助する目的で立てられた制度でありますけれども、とりわけ在宅の3本柱といわれる訪問介護、通所サービス、短期入所のこれについてはどれぐらいの目標数と達成率、どういう実態になっているかお知らせください。

○介護保険課長

在宅3本柱の計画の目標数と達成率ということでございますけれども、実績につきましては、私どもが各事業所にお聞きをした値でお答えをさせていただきます。

まず訪問介護でございますけれども、計画上、週4,050回、こういったことで12年度見込んでございました。7月の報告によりますと、これが週2,727回、このような利用になってございまして、率にいたしますと67.3%ということになってございます。

また、通所サービスの場合ですが、計画では週1,347回、これに対しまして7月の報告値では週1,375回、したがって達成率は102.1%、これは見込みを上回っている実態となっております。

また、最後の短期入所の関係でございますが、計画では6カ月間に1,851週の利用ということで見込んでございました。今聞き取りの状況が4月から7月の4カ月しかございませんので、便宜上この4カ月と同じような利用の推移ということで換算をいたしますと、6カ月に462週の利用ということになります。これは計画に比較いたしますと25%の達成率、このようになっているのが実態でございます。

○中島委員

在宅サービスの利用状況は、ヘルパーさんで大体7割弱、ショートステイに至っては4分の1の利用状況だということですね。

それでは、サービスの利用額ですね、これは介護の度合いによって、どれぐらいのサービスを利用できるかという中身が違います。全体としてどれぐらいのサービスを利用しているかということが非常に重要だと思うんですが、小樽市の場合で把握している状況はどれぐらいの利用状況になっているかわかるでしょうか。

○介護保険課長

今お尋ねになりましたのは、訪問・通所サービスの支給限度額に対する利用の状況、このように受けとめてございますけれども、これも先ほど申し上げましたとおりレセプトしかつかまえるものがないということで、ちょっと実態を正確に反映しているとは言いがたい部分がありますけれども、5月分のレセプトで申し上げますと、支給限度額に対して約3割の利用、こういうふうになってございます。

○中島委員

3割の利用状況で利用料金の1カ月平均額、これは幾らぐらいになるでしょうか。

○介護保険課長

在宅サービスの利用料金の平均でございますが、これも5月のレセプト、こういったことでお答えをいたしますと、5,198円、これが1人当たりの利用額になります。

○中島委員

それでは、小樽市の老齢福祉年金のお年寄りの方、今年度の1カ月の年金支給額は幾らぐらいなのでしょう。

○介護保険課長

老齢福祉年金の額でございますけれども、月平均いたしますと3万4,333円、こういうことになってございます。

○中島委員

一月、3万4,000円程度の年金をもらっている方がですね、今の調査ではサービスの利用料金平均5,198円払う。大変大きな額を占める内容になると思うんですけれども、この年金収入で介護保険の利用料金の負担、これは大きな負担でないかと私は思いますが、所管の方ではどのようにこの額の負担を考えるでしょうか。

○介護保険課長

利用者負担についてでございますけれども、まず申し上げたいのは、利用者負担を設ける趣旨、これはサービスを利用する方と利用しない方との公平な負担を確保する。これがまず1つ挙げられると思います。また2つ目には、給付と負担の関係を明確にしてコスト意識を持っていただく。そういったことによって、より重度化を予防する、そういった意識を持っていただきましょうと、こういったことから利用料負担を設けたということで聞いております。

先ほども申し上げましたけれども、低所得者対策等については全国市長会を通じて国費による恒久的な対策を速やかに確立するよう国に要望しているところでございますし、また、利用者個々にそれぞれ事情があると思いますけれども、措置のときから訪問介護を利用していた低所得者等については訪問介護利用料を3%に軽減をしておりますし、また一方、高額介護サービス費の制度もございますので、その辺をよくご理解いただきたいと思います。

○中島委員

利用者間の公平さの問題とコスト意識を持っていただくと言いますが、今回は介護保険制度で利用することによる負担の導入であって、収入による差という今までのやり方を排除したわけですね。そのことによって、自分の収入が少ない人は自動的に利用を控えるという形になるのではないかと。全体のサービス利用が3割というこの実態もそのあらわれではないかと思うんですね。

その点で私は、介護保険制度のサービス利用を高めて、大いに介護サービスが市民の間に根づくということを促進しなければならないと思うんですが、サービスの利用を高めるための対策、これについては何かお考えでしょうか。

○介護保険課長

サービスの利用を高める対策、こういったことでございますけれども、全般的に申し上げますと、措置のときから比べますと、短期入所を除いて全般的に利用は増加傾向にあるところでございます。ただ、何分介護保険始まって間もない、こういったことでございますので、もう少し利用状況等を踏まえた上で対応してまいりたいと、こういったことで考えているところでございます。

○中島委員

介護現場で働くヘルパーさんや実際にケアプランを立てるケアマネージャーさんのお話を聞きますと、「利用料が高過ぎる」今おっしゃったように、前年度ヘルパーを利用した方の低所得者対策として3%の利用料金になっているところと全く初めて利用する方の差は本当に大きい。「せめて3%なら何とか利用できる人をもっとふやせる」、こういうふうに言ってるんですね。

そういう点では、このサービス利用がふえないとヘルパー事業など民間業者もまた経営が大変だという側面が強くなるわけです。介護保険制度は公的制度として発足しているわけですから、民間にサービス提供を任せたままでですね、この間も追分町のサービス提供者が給料遅配などを起こして町との契約を解除するということがありました。そういうサービス業者との関係で、どんどん倒産する、撤退する、こういうことが採算が合わないために起きてくれば、最終的にだれがサービス提供に責任を持つことになるんですか。

○高齢社会対策室長

この制度の目的の一つとしまして、民間活力を導入してサービス基盤の拡充を図るという考え方がございます。まだそういうことで実際に、先ほど介護保険課長がお話ししましたとおり、サービスは確実に拡大はしてきているということは1つ押さえていただきたいと思います。

ただ、スタートして半年でありますので、実際にやってみますと、当初国が、例えば訪問介護の部分ですと国が見ていたほど伸びていないと、こういう状況がございます。そのようなことから、実際には今その計画との調整の部分があるかと思えます。そういう意味で、おっしゃるような深刻な事態が起きるとしたら、やはり保険者としての役割といいましょうか、そういう中で対応は必要になるのかなというふうには思いますけれども、実際にそんな状況になるのかどうか、これはさらに様子を見ていかなければ当然わからないことだろうと思えますので、そういう部分で少し推移を見ていきたいというふう考えております。

○中島委員

今やはりそのことはすごく私は重要だと思います。そういうことが起きれば保険者としての対応が迫られざるを得ないとおっしゃいましたけれども、またそういうことにならないように努めなければならないと思います。そのためにも、この発足したばかりの介護保険のさまざまな矛盾を早く解決して、多くの方が安心して受けれるような制度にする責任が自治体にあると思うんです。そういう点で低所得者対策を繰り返し提案している次第です。

本日、特別養護老人ホームについての後志の考え方、そして小樽の今後の方向について説明を受けましたけれども、実際に私この資料を請求して、介護保険の始まって以来の待機状況というものを出示していただきました。

特別養護老人ホームは4月末で382人の待機でしたけれども、8月末で396人、ほぼ400人に近い待機者を持っている状態です。通所介護、ヘルパーさんや通所リハも含めて、4月、5月、6月、8月末と、一番多いときでは30人、20人の待機者を出しながら経過してますね。こういう待機がいるということは、簡単に言えば、サービス受けたい、介護認定受けても利用できない人がいるということです。

保険料は10月から天引きになります。けれども介護サービスは順番待ちですよ。こういうことは制度としての根本的な矛盾になるのではないですか。お答えください。

○介護保険課長

待機との関係でございまして、確かに実態として待機状況がございまして、例えば通所介護について申し上げますと、新規参入を今後予定している事業者がありますし、また通所リハビリにつきましても11月ごろには10人規模で通所リハビリを開始する、こういった状況にもなっておりますし、また、特別養護老人ホームにつきましても、これは広域施設でございまして、必ず地元で設置というふうにはなかなかいかない事情がございます。いずれにいたしましても、今後とも基盤整備に努めてまいりたいと考えてございまして、ご理解をいただきたいと思います。

○中島委員

私はまだ介護サービスを受ける立場じゃないですから、ご理解はしたいと思うんですが、実際に介護サービスを受ける方々は、「天引きをされて保険料は知らないうちに取られる、だけど介護サービスはお待ちください。これはおかしいじゃないですか。」というご意見が出て、抗議されてもこれは当然の話だと思うんですね。そういう立場に小樽市になるんじゃないですか、そういう問題をお話ししているわけです。ご理解いただけない内容じゃないかと思うんですね。

さらに、在宅サービス含めて、サービス提供する側の供給体制の整備の問題でいけば、在宅支援センターの設置という中身が当初計画にありました。この在宅支援センターの目標数と現在の設置数を明らかにしてください。

○（高齢）管理課長

在宅介護支援センターについてお尋ねですけれども、今年3月に策定しました小樽市高齢者保健福祉計画では、平成16年度末までの目標数を引き続き10カ所として盛られております。また、現在の設置数につきましては5カ所でございます。

○中島委員

ちょっと内容も含めて、この在宅支援センターがどんな働きをするのかということも簡単にご説明いただいた上で、私の聞いている限りは在宅支援センターをぜひ開設したいという、こういう希望を法人が出しているところがある。でも小樽市が許可をしてくれないと聞いております。この経過については今言ったとおり、まだまだ開設する箇所をふやしていかなければならない時期にもかかわらず開設許可しない理由、経過についてご説明ください。

○（高齢）管理課長

在宅介護支援センターの運営受託希望があるが許可しないのはなぜかというお尋ねでございますけれども、在宅介護支援センターにつきましては2つの形態がございます。

1つは、特別養護老人ホーム、それから老人保健施設、病院等入所施設に併設するというような形、また、これらの施設と連携を持って24時間体制の助言、指導を行う地域型支援センターというものがあります。もう1つは、地域型支援センターの間の業務が実質的に機能して提携が円滑に行われるよう、市内のすべての支援センターを統括、支援するという基幹型支援センターがございます。

国の方では基幹型支援センターが地域ケアの中核を担うものということで、おおむね人口10万人以上の市町村にあっては1カ所設置することとされております。小樽市の方針としては、まず基幹型支援センターの整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○中島委員

それでは、その基幹型センターについては、どこにどういう計画をいつごろまでにお持ちでしょうか。

○（高齢）管理課長

基幹型支援センターの設置予定についてですけれども、基幹型支援センターにつきましては、市全域にわたる在宅保健福祉サービスを対象としていること、それから、個別のサービス提供機関から独立した中立的な立場で全体調整をする任務を担うこと、また、市全域にわたっての高齢者のプライバシーにかかわる情報等を扱うということから、市の直轄又はこれに準じた機関が望ましいとされておまして、できるだけ早い時期に設置するよう今後とも努力してまいりたいというふうに考えております。

○中島委員

今のお話では具体的な計画はないわけですね。うなずいておられますから、具体的な計画はないと。その一方で、在宅支援センターを興したい。ただ、その支援センターを興したいと言っているところの許可が得られないのは、基幹型センターを先につくらなければならないからできないということで考えてよろしいのでしょうか。

○高齢社会対策室長

基本的考え方は今課長から申し述べさせていただきました。この在宅介護支援センターの関係でございますけれども、介護保険制度が始まることにつきまして、多少機能の部分で介護保険制度の中に取り入れられたといいたしうか、居宅介護支援事業者がその事業の一部分を担うという形になってございます。したがいまして、もともと国が見ているほど実は需要動向が余り伸びていない中で、この介護保険制度というものがスタートしてございます。

したがいまして、そういう需要動向なんかも見ながら、それから地域的なものも見ながら、当然将来にわたって需要の動向が変わってくれば、やはり考えていかなければならないというふうには考えてございますが、今現在、先ほど来申した状況でございますので、もう少し推移を見ながらみていきたいというふうに考えております。

○中島委員

ぜひ実施したいというご希望があっても、それはご遠慮いただくということでしょうか。

○高齢社会対策室長

何力所か実際希望が出てまいってございます。地域的なもの、それから全市的な需要、こういうものをやはり勘案しなければ、これも国自身も補助内容といいたしうか、こういうものが年々下がってきてまいっておりますので、市の持ち出しが非常に多くなっている。こういう現状もございますので、これらも踏まえつつ私ども検討していかなければならないというふうに考えております。

○中島委員

国の補助の問題をおっしゃいましたけれども、介護保険制度は自治体独自で一定進めなければならないという、今度の地方分権を先取りする中身で位置づけられた中身がありますから、国のことを理由にしてやらないということにはならない、私はそういうふうに思いますが、積極的に在宅支援センターをやりたい、こういう事業をやりたいという業者がいるところに対しては、具体的な手だてと見通し含めてこたえていってほしいと思うんですね。

サービスを利用するのをもっと高めていきたい、また事業者のためにも介護サービスの利用状況が更新するように取り組まなければならないときに、一方ではやりますよというところを、まあお待ちなさいというふうに言っている。矛盾じゃないかと思うんです。ぜひとも在宅支援センターはじめ事業者の皆さんのそういう積極的な意向も十分取り入れて検討していただきたいと思います。

○中島委員

食品の安全について

それでは、次に保健所に質問を移します。

雪印の大阪工場の食中毒事件をはじめとして、この夏は食品への異物混入の事件が毎日のように報道されて、食品の安全が大きな問題になっています。

今年、小樽市の保健所が管内で把握している食中毒あるいは食品の問題などはどのような件数になっているでしょうか。

○生活衛生課長

今年度の異物混入の届出件数は11件でございます。また、食中毒の届出件数も同じく11件でございます。

○中島委員

食品衛生法では業種ごとに指導内容が決められているというふうに判断していますが、具体的な内容をお示しください。

○生活衛生課長

食品衛生法による監視制度なんです、こちらの方は業種別に回数が定められておりまして、例えば、飲食店営業、乳処理業については年12回、また、喫茶店などについては年6回、また、清涼飲料水については年4回というふうなかたちになっております。

○中島委員

対象施設は小樽市内どれくらいあるのでしょうか。

○生活衛生課長

11年度の統計でございますが、対象施設といたしましては5,578件でございます。

○中島委員

保健所年報で見ますと、平成11年度の食品衛生法の許可を要する施設数は3,714、監視指導数は4,413回というふうになっていました。11年度の監視件数というのはわかってますか。

○生活衛生課長

11年度の監視件数は6,138件でございます。

○中島委員

先ほどのご説明では、飲食店は年12回、喫茶店は年6回、清涼飲料水の関係では年4回と、このようにおっしゃってまして、これら全部総件数に入れますと5,578件、監視件数6,138回、年12回は行かなければならないところも何件かあるはずですが、回数だけ見ると大変少ないと思われそうですが、実態はどうでしょうか。

○生活衛生課長

監視の件数でございますが、11年度で計算いたしますと13.8%ということになっております。

○中島委員

ということは、法律で決められた監視指導回数、これがわずかに1割半、13%ぐらいしかできていない、こういうことですね。できない理由は何でしょうか。

○生活衛生課長

こちらにつきましては、それぞれ監視員が私入れまして8人でやってる状況でございますが、全員出払うということもなかなかできませんで、新規の相談、また電話相談とか苦情相談、また、施設の大型化というんですか、一遍に監視するのに時間がかかるというような状況で、このような数字になっていると思われそうです。

○中島委員

小樽市内で、話題になったHACCP（ハサップ）の施設、これはありますか。

○生活衛生課長

HACCPの施設は小樽市内に2件ございまして、乳処理業の施設、それと食肉製品の製造施設がございます。

○中島委員

それぞれ毎年の監視指導回数と、実際に監視指導を行った回数をお知らせください。

○生活衛生課長

乳処理施設につきましては、法的には年間12回ということになっております。11年度につきましては6回、また今年度については5回監視指導に伺っております。また、食肉製品の製造業ですが、こちらの方は法では年6回ということになっております。11年度の監視数は4回、今年度は2回実施しております。

○中島委員

今小樽市の実態を聞いただけでも、HACCPの乳処理工場については半分しか行けてない。食肉関係についても6回行くところ4回から2回、こういう状況では食品の安全を確保する役割を果たし切れてないと言われても仕方がない状況ではないでしょうか。

実際に今お話では、施設の大型化で時間もかかって回り切れない、監視員の数も8人しかいない。このようにおっしゃいましたけれども、こういうところに行って具体的な指導のやり方はどういうふうにされてますか。

○生活衛生課長

具体的な監視指導項目につきましては、こちらで食品衛生の施設の点検票というのをつくりまして、それに基づいて実施しております。

○中島委員

食品衛生法施行規則第18条の3、食品衛生監視票を作成し、この写しを当該施設内に張り出し、1年間保存しなければならないとあります。このように原則的にやられているのでしょうか。

○生活衛生課長

施設の点検の点数でございますが、こちらについては昭和25年に添付した通知でございまして、当時の施設の形と、また現在のかかなり衛生設備が向上している状況とはやはり違っている面もございまして、今の段階ではより細かい形での検査を実施しているところでございます。

○中島委員

都道府県別の食品衛生監視率は全国で14.52%、北海道では12.31%、今のお話では小樽は13.8%ということで、これは小樽とか道とか一部の問題ではなくて、日本の国の食品衛生に関する問題では、全国的に手が抜かれているという実態だということがはっきりしました。小樽も例外ではない。やるべき監視の1割しかできていない。1割2割しかできていない。事故が起きるのは当然だという実態です。

全国の保健所は統廃合の対象になってどんどん減らされている実態があるわけですから、ここは一層深刻になると思います。小樽市は市の保健所でありますから統廃合の対象ではありませんけれども、この食品衛生のことに關していえば同じレベルの推移です。人員をふやして、食の安全を図るための保健所機能を強化すべき、また、この食品衛生監視率を高めるために努力しなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○生活衛生課長

食品の取扱い施設につきましては、食中毒の防止の観点からも大変重要でありまして、毎年観光シーズン、また、夏の一斉検査、また年末年始食品の監視指導ということで、あわせてやっていく必要があることでございますけれども、現在の体制で、まず、いろいろな問い合わせに対しては迅速な対応、また、各種食品衛生の研修会、それから、監視員のそれぞれの資質の向上等を図りまして、地道に改善していきたいと思っております。

○中島委員

ぜひ改善をお願いしたいと思います。併せて不十分な点は市にも要求し、国にも意見を上げていくべきだと思います。

○中島委員

短期被保険者証について

次に、国民健康保険料の今回の短期被保険者証の発行の問題について若干質問させていただきます。

最初に、委員長の方から意見が出されたとおり、理事会で今回の問題については全会派一致で意見を申し述べたところであります。これは手続上の問題としての不備を出している中身ですが、私は国民健康保険料の未納者に対して3カ月期間の短期被保険者証を発行するという、この中身の問題としても反対意見を持っているものであります。保険料の未納の原因をどのようにお考えですか。

○保険年金課長

保険料の未納の原因ということでございますけれども、未納の原因につきましては、大きく分けまして二通りほどあるかと考えてございます。

1つは、例えば長期入院であるとか、また、現下の経済情勢下におきまして、事業不振又はリストラ等によりまして収入が減少したことによって、支払いが困難になっている方がおられると思います。それから、2つ目には、収入等はある程度あると。支払い能力という言葉が適切かどうか分かりませんが、ある程度支払いができるのではないかと思う中、未納になっている方、例えば納税の意識が希薄と思われる方、それから、国保の制度そのものにご理解いただけてない方、そのような方が原因ではないかというふうに思っております。

○中島委員

今のお話では、制度そのものに理解がない、それから、収入はあるが払う気持ちがない、そういう人のこともお話しになっていましたけれども、私はこの国民健康保険が社会保障の制度として位置づけられているという、この問題をしっかり認識しなければならないと思います。

全国各地で国保料の値上げが始まって以来、払い切れない人がふえているわけですが、払い切れない、払わない人を対象に、保険証の期間を減らす、保険証を出さない、こういうやり方は根本的な解決にならないと思います。制度の理解を求めて、あくまでも話し合いをしていくというのが本来のあり方だと思います。また、平成13年4月から保険証の取上げ、これは今国は具体的に明記しているわけですが、こういうことが出発するときには、小樽市もそのまま実行するというお考えでしょうか。

○保険年金課長

ただいまのご質問の中で社会保障制度の関係につきまして、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

国民健康保険は確かに社会保障制度の体系に含まれておりますけれども、社会保険の中の医療保険ということで位置づけされております。医療保険の性格につきましては、被保険者の拠出を主な財源として、病気等の不測の事態に対して保険の方式を用いて必要な給付を行い、生活の安定を図るということを目的として、それらの相互の助け合いによって運営される制度ということになってございます。

また、保険料につきましては、一律ということにはなってございません。世帯の所得や家族構成によりまして賦課しております。また、所得の低い方につきましては、保険料の軽減制度等も適用されております。

そのような中で保険証を発行するわけですが、納めている方と納めない方、しかもまた負担公平という観点が一番でございます。これから来年以降の資格証の義務化から、なるべくそういう対象にならなようにしたいということで考えてございます。そのように考えておりますけれども、いろいろな事情で、先ほどお話ししましたけれども、払えないという方もおられるかと思しますので、その方につきましては個々具体的に話を伺わさせていただいた中で、未納即資格証ということではなく対応していきたいというふうに考えてございますので、その部分につきましては、今後、他市町村又は全国中央会と検討するということで、検討内容を踏まえまして対応していきたいとも考えております。

○中島委員

保険証は命を守るお守りそのものだとは私は思っています。代表質問のときにも、事業が倒産して国民健康保険料が払えないまま病院にもどこにも相談できずに、病態を悪化させて亡くなったという話をさせていただきましたけれども、普通の感覚の市民ならば、お金が払えなくて保険証はもらえない、病院には行けない、そういうふうに常識的に思うんです。助けを求めることもみづからなかなかしない。そういう事態が進むということなんです。

言ってくる人だけを相手にして、対応してるから大丈夫だという、そういう内容ではないと思うんです。そのところを再三申し上げて、あくまでも短期被保険者証の発行は見合わせるべきだし、小樽市として小樽市民の健康を守るために、国の追従になった形で資格証明書の考えなしの発行はやめるべきだということを申し上げておきます。

○中島委員

陳情第46号について

次に、陳情第46号について質問いたします。

先ほど市民部サービスセンター所長から説明がありました天狗山に向かう千秋通を走る中央バスの天狗山ロープウェイ路線ですが、以前、今回提案した場所にバス停があった時期もあったことを住民の方は覚えていますが、ただ、坂道で冬のときのバス停の昇降の問題があって、ロードヒーティングを設置した工業高校の方に移ったという、こういう経過があったことをお話聞いております。

けれど、この地域は大きなマンションが並んでいますし、明峰高校の前でありますし、明峰高校のためにはスク

ールバスというのが出て実際に停留所があるわけです。そういうバス停の必要な場所なんです。また、非常に地域にお年寄りがふえてきて、これから先まださらに高齢化が進むと思うんですけれども、坂道の途中の自宅に帰る便利の関係からも、ぜひバス停設置をしてほしいということで、この希望にこたえて署名運動をしたところ、わずか2週間足らずで500筆近い472筆の署名が寄せられるという、大変大きな期待が寄せられていることもわかりました。

ぜひ中央バスに申入れて、ロードヒーティングのことも含めた対応をしてほしいと考えていますが、ご返事はいかがでしょうか。

○市民部長

バス停の件でございますけれども、今中島委員おっしゃいましたように確かに学校もございますし、マンションもあるということで、お年寄りの方もかなり期待されていると思います。ただ、最初に所長がお答えいたしましたように、どうしても所管としては、私ども申入れたんでございますけれども、傾斜があるということで、どうしてもロードヒーティングが必要ということでございますので、先ほど所管部の考え方を申し述べましたけれども、今後ともまた所管の方とその辺協議をしてまいりたいと、このように考えております。

○中島委員

ぜひ市民生活に必要なバス停ということで前向きに検討お願いしたいと思います。

○中島委員

白衣のリース化について

市立小樽病院に質問をしたいと思います。

この間、経営改善のためにいろいろな取組を進めてきていることは随時お話を伺っております。看護婦の白衣をリースに変更したことも報告を受けていますが、小樽市の職員被服貸与規則によると、1年に2枚ずつ、そして最初に2枚貸与ということになっていますが、リースの方式によってどういうふうになったのでしょうか。

○（樽病）総務課長

今お話しのように、去年までの貸与規則の中では、看護婦さんの白衣は6カ月に1枚ということになってございますので、年に直すと2枚、これが支給されていたということなんですけれども、今回、今年からリース化したことによって1年に何枚ということではなく、今回は4年に5枚というかたちにしたものでございます。

○中島委員

このリースの導入でどのような経営効果を期待しているんですか。

○（樽病）総務課長

リース化ということになると当然皆さんご承知のように、とにかく高くなるというのが常識だと思います。それで、若干今お話ししましたように年2枚を4年に5枚ということですから、総体的には本来であれば5年で10枚なんですけれども、4年で5枚ということですから枚数が非常に減るということが1つございます。そういうことから、経営状況が非常に厳しいということもございますので、リース化による効果としましては、年間約200万ぐらい浮くだろうというふうに試算しております。

○中島委員

この枚数で足りないときはどうするんですか。

○（樽病）総務課長

基本的には今の4年に5枚、これで何とかやっていただきたいというふうには思っております。ただ、破けたとか、どうしてもひどくなった、こういう場合についてはケース・バイ・ケースで対応していかなければならないのかなというふうに考えております。

○中島委員

今のはお答えになっていません。破れたときとかの話じゃなくて、5枚の白衣で仕事ができない、洗濯に出した

のが返ってきてない、汚れが続いた、着るものがない、5枚しかないんです。足りないときどうするんですか。

○（樽病）総務課長

基本的には5枚ございますので、週休、毎日1枚ずつ着ても新しいのが1枚ずつ渡るのかなというふうには思っていますけれども、どうしても足りないという場合の今ご質問なので、ケース・バイ・ケースというようなお答えしたんですけれども、基本的にはいろんなお話ございまして、前の白衣もあるから着させてくださいとかいうお話もございまして。ただ、今回のリースの場合は、前と若干、様式、それからネーム、いろいろ変えましたので、できれば当面スタートしたばかりなので、いろんなケース出てくるとは思いますけれども、できる限り今の新しい白衣で対応していただきたいというのが私たちの事務方の考えでございます。

○中島委員

なかなか返事がつながって返ってこないんですけれども。これは病院の職員のニュースです。「白衣が足りない。業務に支障のない枚数の支給を」、しみのついた白衣を着た看護婦さんが患者さんのベッドサイドで右往左往しています。看護婦さんの意見は、今毎日着たって5日間あるんだとおっしゃいましたけれども、「1日で汗臭くなって、2日続けて着ることできない」「月曜から金曜まで日勤して、土曜の夜から深々準々の場合2日以上着なくてはならない」「汚れて急に着替えたくても、詰所に置いていない」「ノーアイロンと言われたけど洗濯するとしわだらけになった」、いろいろ苦情が出ているんです。小樽の市立病院の看護婦さんの数は何人ですか。

○（樽病）総務課長

8月1日現在では約300名おります。詳しく言えば、正看、准看が253の、助手が49名ということで302名でございますけれども、今のお話は当然今年の夏のお話だというふうに思っております、従来であれば、悪いんですけれども、洗濯については無制限というようなことで、ある程度汚れたものについては認めるということできました。今回はこういう財政状況もございますので、原則として週2枚を原則に出してくださいということで今1人1人にお話ししているんですけれども、汗だとかそういうお話になりますとやはりいろんな人います。家で洗ってる人もいますし、どうしても出したいという人もいますけれども、その辺については今日ここで即断できませんけれども、いろいろお話ししながら、当然洗濯回数が一番問題になってるとは思いますけれども、それについてはもう少し研究させていただきたいというふうに考えてます。

○中島委員

私が質問しなくても、今お答えになっている中身で大変な矛盾だなということが明らかになっているのではないのでしょうか。本来ならですね、おっしゃったように5年で10枚支給するところを4年に5枚に減らしているんです。今まで汚れたら洗濯できるものを週2枚以上出してはいけないと、こういうふうになっているわけです。

看護現場の仕事はですね、自分が好きで白衣着ているわけではありません。業務用ユニホームとして指定された白衣を着て仕事をしているわけです。1人患者さんを送ったときに汚れ、2人目でまた汚れ、ということも日常的にはあることなんです。こういうときの着替えもない状態で働けというのは、これ本当に合理化、いい看護をしようという中身になるんですか。私はこういう形で効率化を図って200万円浮いたというのは、看護婦さんにとっても患者さんにとっても、頑張って働こうという中身につながるかどうか極めて疑問です。お洗濯を自分でするよという指導をしていますか。自宅でするようにしていますか、言ってますか。

○（樽病）総務課長

今そのようにお話がありましたけれども、今のお話はいろいろな経過の中でそのようになってございまして、今議論がございましたように、どうしても枚数が足りないというわけではないんですけれども、洗濯回数をふやしてくださいという要望が基本にございまして、それができないのであれば、前の白衣を着させてくださいというような要望もございました。それで、前の白衣については、せっかく新しくなりましたので統一したいということがございましたので、まず、前の白衣を見込んでいるのであれば、小樽病院では洗濯代は出すのは無理ですよ、こうい

う話をしました。当然前の白衣を着れば自分で洗って、また洗濯屋に出して、アイロンかけて、着てる。自分で使用料を出さなければならないということがありまして、話の中で、今の白衣については前段もお話ございましたように、家でいざ洗うとノーアイロンのできるので、できればそちらの方がいいのではないですかというお話が、洗濯を指示したというような経過になってございまして、決してうちの方から洗濯をなさいという指示は出しておりません。

○中島委員

そのようにおっしゃいますけれども、300人近くいる現場の看護婦さんたちは市内のいろんなところに住んでいて、そこそこで白衣が足りないという不満を言ってるようです。1カ所や2カ所ではありません。小樽市内のあちこちから白衣が足りない、こういう声が聞こえてきてるんです。そして、「足りないなら自分で洗濯しなさい」と婦長が言った。もしこれが業務命令としてされているのなら、ユニホームの洗濯についてご自分で責任を持てというかたちは、これはおかしいのではないかということになると思うんです。感染や安全性の問題も含めて、医療現場でのユニホームを自宅で自分がみずからいろんな都合でやらざるを得ないときは別として、業務としてやりなさいというかたちにはならないはずです。そういうことも含めて現場の看護婦さんの実態に似合った白衣の支給、改善の検討を求めるものですが、いかがでしょうか。

○（樽病）事務局長

今いろいろご質問ありましたように、私ども経営改善もちろん大事でございましてけれども、経営効率一本やりではなくてですね、こういうことをしている一方では、看護婦さん方のご意見を聞きながら、この機会にユニホームのデザインも変えて洗いやすくといいますか、そういうこともやったつもりでございまして。

ただ、今おっしゃったことについては、組合ニュースもいろいろありますけれども、現在、私どもも職員組合と継続協議をしております、この問題についてですね。これは今スタートしたばかりでございまして、先ほど課長から申し上げましたように、今年の夏は特に暑うございましたので、そういった面の特殊性もあるので、もう少し様子を見ていこうということで今継続協議をしておりますので、特別な特段の場合は別といたしまして、基本的にはせっかくスタートした制度でございまして、私どもは組合の了解を得ながら全道各市比較検討してございまして、話し合いをしていきたいと考えてございます。

○委員長

中島委員、まだありますか。

○中島委員

あともう少し。

○委員長

ほぼ1時間、30分おくれで始まってますので。

○中島委員

そうしたら、それは看護婦さんたちの実態に即した、何枚足りないと思っているのかという調査も含めて、実態に合わせた対応をお願いしたいと思います。

○中島委員

ごみの減量について

環境部の方に最後に質問します。

8月30日の厚生常任委員会で、ごみの減量が思ったよりも進んでいるというお話でしたけれども、基本計画ではごみの減量の予測をしながら計画を立てたと思うんですけれども、この4月からの減量傾向と合わせてこの基本計画そのものも変更せざるを得ないという内容ではないかということを確認したいと思うんですが。

○環境部副参事。

ご指摘のように、基本計画策定時点では、平成21年には資源化リサイクル施設と一緒に活用していこうということで、資源化リサイクル、こうすることで焼却炉の減量化も出ております。一方、今年の4月からごみの透明・半透明化も進めましたし、7月1日から桃内廃棄物処分場に最終的に入ってくるごみをですね、廃プラスチック類を他の産業廃棄物処分場に持っていき、それから資源物については資源のルートに乗せていく、こういった視点の中で、かなりの減量が予想を上回った形で出てきてございます。そういう面では、生ごみがどういう形で減量されているのか、不燃物の中の資源化物だけが減量するのか、そのあたりの分析を待つような形で考えておりますけれども、今後、焼却施設を建設する場合の実施計画の中で、そのあたりは内部で十分精査してですね、例えば過大施設にならないような形で対応してまいりたい、このように考えています。

○中島委員。

1トン減らすと5,000万の節約になるとおっしゃってるわけですから、当初計画よりも大幅なごみ減量があれば、それなりの規模にしていかなければならないということは明らかだと思います。

桃内の住民の皆さんとの話し合いについては、8月10日以降どのような状況になっているかお知らせください。

○環境部副参事

8月21日に2回目を開催する予定でございましたけれども、途中で議会の方で8月30日にご質問受けましたけれども、住民要望の関係、廃棄物処分場をめぐってですね、その整理に時間を使ってまいりました。それで、2回目といたしまして先週の金曜日、22日に住民説明会を実施をしております。

18名の方のご参加を得ましたけれども、その中での議論の中身としては何点かございますけれども、原則的に焼却施設の建設は合意はしていると。ただ、他町村からごみを持ち込むことについては合意はしてないんだと。それについて、その内容的には不満だとか、それで反対だとか。それから、そういうことはあるけれども、どうしてもというのであればかまわないのではなかろうかと。それから、小樽市が他の場所に建設してはどうなのか、適地を探したらどうかとか。そういったようなご意見などが出てございました。

○中島委員。

それでは、合意は得られたということですか。小樽市内以外他町村のごみの搬入も含めて、この桃内でやるということで住民の皆さんはオーケーしたと、そういうことですか。

○環境部副参事

そういうことでございまして、平成7年の桃内処分場の建設についての町会の合意としては、焼却場建設はいいと、そういう話をしてきたけれども、他町村からごみを搬入することについては合意はしてないと。その理由で反対だという方はおられたと、こういうことでございます。

それと、これからの住民説明会、これ2回目なものですから、まだ、ダブって1回目と2回目出た方もおられますので、出席されていない方の説明についてもこれから対応してまいりたいというふうに考えています。

○中島委員。

今おっしゃったように、小樽市内のごみ焼却については了解が得られていないわけです。他町村からのごみ焼却について持ってくることにについては、まだ議論してないという中身なわけですから、私は広域化をやめてこの場所を小樽市のごみ焼却炉だけに限定すれば事は進むわけですから、広域化をあきらめてですね、小樽市のごみだけをここで燃やすというふうに決めて事を進めるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○環境部副参事

この焼却施設の建設に当たっては、何回か議論がございましてけれども、私どもとすれば国なり北海道の指導の中で広域処理をするということが、ダイオキシンなりそういったものの建設の効果だとか費用効果だとか、そういった面で有利だと、大切だと。それから、もう1つは、厚生省の補助制度はやはり広域化を前提に考えている。こういった状況の中では小樽市が単独で建設するということが自体がかなり難しいと、このように考えてございますので、

なお一層地域の皆さん方のご理解を得るよう努力してまいりたいと、このように考えております。

○中島委員

議会からの広域連合議会への議員の選出問題については、再三話題になっていますけれども、いまだ具体的にはなっていないというお答えです。けれども、うわさでは小樽の市議会からは3人、余市から2人、他町村から1人ずつぐらい、こういう話も聞こえてくるんですが、具体化については何の計画もないということでしょうか。

○環境部長

今委員がおっしゃった数字というのは、私が今初めて聞く数字でありまして、本会議でも市長が答弁してはいますが、一切私自身と市長、助役ともその辺あたりの協議はまだなんですね。ごく最近ですけれども、渡島の、市は入りませんけれども、あそこで新しく広域連合の計画が道の方に申請が上がるような状況になった、その辺あたりの状況の把握をしようというふうに思っておりますので、3名ですとか2名ですとか1名ですとか毫も考えておりません。それは何かのお間違いか、どこかのためにする何かでないかなと、そういうことはございませんので、ご理解いただきたい。これからですね、恐らく広域連合を今発足するに当たって、そのような点が一番のポイントになると思います。それだけに慎重にやらなければならないというふうに思っておりますし、これは市長とも十分気をつけて、最終的にはイニシアをとる小樽市と小樽市議会とも一定の段階で一定のお話し合いをする中で、やはり決めていくことだというふうに私自身は押さえておりますので、そういうご理解をお願いをしたいと思います。

○中島委員

市民の意見を反映させるという意味では、各市町村も公平に参加する。それから、市議会の各政党・会派も公平に参加するというのが原則だと思うんです。そういうふうなやり方が実際できるとお考えですか。

○環境部長

ごく一般常識的に、一緒に仕事をするわけですから機会均等的ですね、さっき言った3、2、1、全部同じでなければ不平等だということでは必ずしもないと私は思いますけれども、きちっとその辺あたりは押さえたいというふうに思っております。

それから、各議員の政党間のことにつきましては、はっきり言って市長部局でその辺あたりをどうするというのではなくて、あくまでも市長の責任で決める規約上は議員の数でありまして、その数について内容的には、逆に言うとこれはそれぞれの議会の意思でお決めになっていただくようなことになるのではないかと私は今の段階では思っています。ただ、これもさっき言ったように何ら議論をしているわけではありませんので、その辺あたりはその程度の答えとしては、今申し上げられないということでもあります。

○中島委員

時間が押していますので、質問はこれ以上続けませんが、各市町村ごとに地域の実情にあったごみ行政を議会意思に基づいて進めるというのが基本だと思うんです。そういう点で、広域化するということの優位性については甚だ疑問だと私は思っています。そういう意味で、広域化をやめて小樽市単独の焼却炉をつくって進める、こういうふうにしたいと思います。ぜひそういう検討をしたいと思ひますし、また議会の議員の選出については、各議会からの選出方法ではなく、それならば直接選挙という形で住民周知も図りやるべきではないか、このように提案したいと思ひます。いかがでしょうか。

○環境部長

先ほども申し上げましたように、6市町村間でやることについてのお互いの立場はそれぞれきちっと首長レベルの協議会もありますので、その中で共通認識、共通理解で、お互いにそういうことに対して不満とかそういったものがないような仕組みをつくっていくことにしたいと思ひます。

それから、広域化を見直したらどうかということですが、本音で言いますとこれを言うのはちょっと危険ですが、もしそういったことをしなくても済む、国の補助事業の導入が可能であれば検討する価値はあるか

なと思ってます。その方がさっき委員言ったような意味で話は早いわけですから。しかしながら、今小樽市が国の補助金なしでこのプロジェクトをやるといふうなことになるし、また一方、小樽市以外の5町村も、今その広域ということを外してやるとするならば、私たちと同じ面で補助金なしの中で整備をしなければならないとすれば、やはりそのブームに乗っていった仕事を進めるといふのがベストでないにしてもベター、今唯一選択できる道ではないかというふうに思っておりますので、その辺あたりはご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、議員の直接選挙ということでございますけれども、これ、どうも私自身の把握した部分、それから、室蘭さんがまとめた資料なんかを見ても、国内的にも広域連合なりを直接選挙で議員を選んでいるという例はないようです。恐らくそれは何点か想定は私自身できますけれども、今それを申し上げるのは省略いたしますけれども、なかなかいろいろ問題が逆にあるんだろうと思うんですね。そういう中身もきちっと整理をしながら、その方の手法もですね、まだこれも市長はそういうふうになるのではないだろうかという程度の話でありまして、まだ決めたわけございませんので、その辺あたりどうしてそうなのかということをもう少し確認をしながら、最終的な決定といえますか、6市町村長との協議の中で決定をしまいたいというふうに思っております。

○中島委員

そういう意味では、広域化を進める段階でも十分住民の意見を反映するとか、議会の合意を得たとか、なかなかそうし切れなかったのではないかなと思うんですが、そういう点で十分議論した上で取り組む時間が本当に厳しいものがあるなと思ってます。引き続き意見は那场その場で述べていきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終えまして、質疑を民主党市民連合に移します。

○佐藤（次）委員

小樽病院について

それでは、病院関係に絞って手短かに質問します。

ご案内のとおり、議会には病院の調査特別委員会、あるいはまた市民の皆さんに入っていたいた懇話会、さらにはまた病院の中にそれぞれ内部で検討する機関がある。

私、先日久しぶりに検診受けるために小樽病院に行きまして、いい意味ですね、すごく窓口含めて、玄関から入って外来の受付をして、そして検査のためにそれぞれの部屋へ行きましたけれども、非常に整備された中ですね、私の記憶は相当以前の記憶ですから、随分変わってるなど。これも院内の努力や、あるいはまた議会での病院に対するさまざまな今までのいろんな意見を吸収した中で、しかも、あれだけの限られた、率直に言って老朽化の進んだ施設の中では、できるだけそれを見せないような形で整備されているというふうに思いました。

それで、そういった中で、当然今新築・改築をどうするかと議論が議会の中で常に行われています。今回、平成11年度の決算が出たわけですが、これを見ますと早く病院を何とかしなければならない、いわゆる新しい病院をですね。しかし反面、経営的にもこの決算には必ずしもいい数字があらわれていない。したがって、市長が本会議等で答弁しているように何とか経営改善を図りながら、その中から新築・改築の見通しをつけていきたい。こういう答弁から、現実には病院の努力がされているけれども、しかし逆に遠のいているのかなと、この数字だけを見ているとこういう感じがするわけです。

それで、1つ2つ順を追ってお聞きいたします。

最初に、病院当局は議会の特別委員会、何回かもう既に開催されております。このいわゆる議論というものを率直に言ってまずどう受けとめているのか。そして、その議論をですね、院内の中ではどういったことを特徴にして院内の中で話し合われているのか。まずこの基本的なことからお聞きいたします。

○（樽病）事務局長

お褒めをいただきましたけれども、まだまだ十分とは思っておりませんので、今後ともよろしく願ひいたします。

それで、今議会の議論についてということでございますけれども、昨年9月から院内広報「優思」というのを発行してございまして、その中で、細かいことは別として、今議会ではこういうことがテーマになったということでのとりあえず啓発をしております。それから、幹部会を毎週水曜日、今日は臨時幹部会朝8時からありましたけれども、幹部会の中で議会の議論について出しております。いずれにいたしましても、議会の歩みと懇話会の歩み、それから私ども病院の歩みでは、どうも時間差といいますか温度差がありますので、その辺は非常に難しゅうございますけれども、少なくとも議会側と市長との病院問題に対する認識、これについては今言ったような形で、あらゆる機会とまでは申しませんが、院内「優思」あるいは幹部会、各会議の中で報告をして、改善できるものから手をつけているという状況でございます。

○佐藤（次）委員

今お話の中にあつた、あれは月間に出している「優思」ですね。経営内容のことや、あるいはまた今病院が何を考えているか、あわせて、病院の中でどういうことが新しく取り組まれて、そしてまた、どういうことを目指しているか。非常にわかりやすい冊子になっていて、私もあれよく読ませていただいています。

それで、後ほどこの「優思」の書かれている部分についても聞きたいことがありますけれども、その前にもう1つ、今話がありました懇話会ですね。これは8月2日でしたか、最近行われている中で、問題点をかなり絞り込んできたなというふうな印象を受けます。

それで、これは今局長が言われた議会の特別委員会、それから懇話会、これとの整合性の中ではどういうふうにとらえているか。これも細かいことはいいですから、ある意味では基本的な部分としてどう整合性をとるつもりか、これを2つ目にお聞きしたい。

○（樽病）事務局長

懇話会でございますけれども、今ご指摘のように5回開いてございます。二月に一遍ということでやってきていると思いますけれども、1回目、2回目は、病院の存続自体が市民にとってどうなんだという議論からスタートいたしまして、いわばフリートーキングの形で進めておりまして、前回第5回目というのは、いわゆる三師会の会長がそれぞれ委員でございますので、医師会、歯科医師会、薬剤師会の皆様方から、将来の病院像に対する考え方ですね、三師会を代表している会長さんなものですから、三師会の立場で将来市民が望む病院像についてそれぞれのご意見をいただきました。あわせて、今回は私どもの院長の方から、病院として将来の病院像をどう考えているかということでは、何点かまとめもしてございますけれども、従来とは違った患者ニーズもあるので、1つは、後志の基幹病院としての位置づけをどう診療科目なり機能に置けるかということや、それから地域完結型ですね、いわゆる病診連携、これから診療報酬表の改定もございまして、大きい病院では外来が弱くなりますので、そういった意味では地域完結型の病診連携システムを入れる。それから、やはり患者さんを大事にするというようなことで、病院の細かいことは別として、病院長の基本的な将来の病院像に対する考え方をお示ししまして、次回以降ちょうど経営診断おくらせてございますけれども、経営診断の結果も出しますので、私どもとしては、ひとつ経営診断、改善できるもの、できないもの、いろいろあるかと思いますが、それを俎上にのっけて、統廃合に対する懇話会としての宿題といえますが、次回出るのかその次に出るのかわかりませんが、そろそろ議論をしている時期はもう過ぎたのではないかなということで考えてますので、私どもとしては今年度中に病院の「規模」、「機能」、「場所」、この3点セットでご提言をいただくような形でとりあえずは進めてまいります。

○佐藤（次）委員

小樽は昔から、昭和45年でしたか、いわゆる第二病院とそれから小樽病院と、10数万都市で900床のベッドを持つ

てること自体が実は大変なことなんです。しかしまた、当時は新しい胸部ですとかあるいは脳外科ですとか心外ですとか、そういうこともまた市民のニーズにあって、ああいうところに設置をしていったといういきさつがありますから、必ずしも900床が私はだめだというふうには思っていない。

しかしまた、時代の流れの中で、逆にそのことが市民にとっても重い負担になって今日きているということからいけば、この病院の懇話会の中でも多少話があるようですけれども、診療科目の厳選の問題、それから病床を400から500ぐらいにする、あるいはまた救急体制をしっかりと形づくっていく、こういうようなことも1つある。

それから、もう1つは、今言うように場所の問題がどうしてもネックになる。それは以前から病院当局も言っていましたけれども、今の病院の経営というか診療を続けながら新しい病院をつくっていかねばやりきれないんだと。会計上、経営上ですね。こういった問題もある。したがって、そうなると場所の問題もですね、現地改築なのか、あるいは他に土地を求めるということになるのか、そういう問題もある。

もう1つは、後ほど経営成績の中で患者動態の問題もあるわけですが、小樽は開業医といわれる比率が他都市から見ると非常に高いというふうに統計上も出ている。そうすると、そこの兼ね合いの問題もあるということの中で、今局長はおおむね年度内にそういった3点セットという話もあるわけですが、この議会の特別委員会と懇話会と病院と、それから市長側というか、こういう部分では全部の整合性を図るというのは極めて難しい作業だなというふうに認識するんですけれども、その持っていく方ですね、この辺はどうお考えになっているか、仮に答申が出た場合の後の問題としてですね。

○（樽病）事務局長

新築統合に向けては、かねてから市長も申し上げてございますけれども、一番大きな課題はやはり単年度収支の改善、これはご承知のように起債導入に当たっては、私も以前にご相談している中では、累積債務もさることながら単年度収支の改善をどうするか、いわゆる収支均衡にまず持っていけないと起債の部分については非常に難しいということがありますので、まずいの一歩には今年度、この12年度の収支の改善が、今鋭意頑張っておりますけれども、患者動態というのは設備によって違いましてなかなか予測もつきませんし、風邪がはやれば患者さん来ますけれども、そういった不確定要素はありつつも、今現実には大変課題たくさんある中でも収支の改善、これが一番ハードルも高いんですけれども、仮にそれが目鼻がついたといいますが、収支の改善で黒字が出れば一番いいんでしょうけれども、目鼻がついたとしても、懇話会からのご提言というのは、先ほど申し上げましたいわゆる市長に対してご意見をいただく、専門家の方もいらっしゃいますし公募の委員もいらっしゃいますので、将来の病院像に対するご提言をいただく中で、それは重きはなすと思うんですけれども、それをいただいて市長が判断することです。今年度の収支の改善は12月か1月になるでしょうけれども、そういった意味では一番大きな課題は収支の改善でございますので、懇話会あるいは経営改善という、収支の改善の目鼻がいつつくか、これによってですね、もちろん議会の特別委員会にもご相談しなければなりませんし、懇話会にもご相談する。

ただ、今先ほど申し上げましたように懇話会、議会、それから我々としても温度差と言っては失礼なんですけれども、ちょっとずれがございますので、近々そういうことについては、特別委員会については委員長と調整していただくと、いずれにしても収支の改善が一番大きな課題なというふうに考えます。

○佐藤（次）委員。

それで、これは決算委員会でも恐らく相当議論されるのではないかというふうに思うわけですが、経営実績という意味では、今言う収支の改善をどう図るかということがどうしても中心課題という中で、この11年度の決算では損益収支で約8億の純損失が生じる。それからまた収支比率、これは残念ながら0.2ポイント低下して90.1というふうになったんですね。それから、不良債務が新たに8,400万増加というのはですね、基本的な部分の中での残念ながらいい数字にはなっていない。それで、今局長言われるように、12年度という一つの今年度どう頑張ったかというのは当然あるわけですが、私、今の損益収支、医業収支比率、あるいは不良債務の問題、このいずれ

をとってもですね、今までの病院の中における経営状況、さっきもちょっとナースの問題もありましたけれども、今までの経営状況からいくと、この好転が図られるという要素というのは現実にはあり得ないんですよね。

極端にリストラをしたり、極端に何かをすれば別ですけども、それは考えられない。しかも経営はですね、診療は今までどおり、ある意味では進めていかなければならないということなわけです。したがって、今の局長の言う12年度経営改善ということが、この11年度の決算からいくと少し甘いのかなと、どういうふうに見てるのかなと、こう受けとめざるを得ない。そのあたりはどうお考えなんでしょうか。

○（樽病）総務課長

確かに11年度の決算を見ますと約8億5,000万赤字になってございまして、前年度が8億2,500万ということで、大体同じぐらいの赤字がずっと続いているという状況でございます。前段お話ししましたように、まず一番最初は収益の根幹である入院収益だとか外来収益を上げるというのは、今年もやっていますけれども、そちらに力を今後ますます入れていかなければならないという気持ちは持っています。

それで、12年度の収支のバランスというお話がよく市長からお話出ましたので、今年は特に12年度の場合は、まず収益で約3億以上頑張っていかなきゃならないだろうと、前年比に比べですね。8億を今埋めるといってお話がございましたので、何で埋めなきゃならないかというお話ですけども、そのほかに12年度は繰入金、これは精神科の繰入金、従来は半分、交付税の2分の1もらってたんですけども、これが全額を12年度からいただくようになりましたので、これが約3億ほどふえてございます。このような状態で、両方合わせて6億以上が12年度は収入増になるだろうという考えを持っております。

そのほかに、これは支出の特例なんですけれども、給与費、退職給与金というのが参入されなければならない。途中退職者というのが非常に前年度多かったという経過がございまして、これらが12年度になると平準化されるだろうということで、その平準化されることによって約9,000万ほどの金額が浮く。

このような12年度の予算を立てまして、収入は今言ったような6億以上の収入増、経費を1億ぐらい節減して、ここでも収支バランスをとっていきたいというふうに考えておりまして、これによって今まで8億5,000万あったのはゼロにはなりませんけれども、収支とんとんということで、不良債務も若干ふえるかもしれないかもしれませんが、不良債務はまず抑えるということと、一番大きいのは一般会計の長期借入れ、これは毎年5億、6億、7億と借りてますけれども、これをふやさないでいこうというのが12年度の考え方でございまして、これで今後も収支バランスを、12年度以降ですね、やっていきたいというふうに考えております。

○佐藤（次）委員。

これからそういった意味では大変な作業になっていくというふうに思います。

それで、とりわけ今課長の言われた中で、不良債務の問題ももちろんあるんですけども、それは時間の関係で省略しますが、患者増をどう図っていくのかというのは、市民と小樽病院が信頼関係を結んでいくということだろうと思うんです。ところが、患者動態についても残念ながら入院が、小樽病院あるいは二病とも前年度よりも落ちているということなんですね。

したがって、特に病院の基幹部分である内科、外科が落ちている。そして二病については今度は精神科病棟が落ちている、あるいは残念ながら心臓外科もですね。市内では比較的2病の心外といえかなり知名度が高かったはずですが、現状マイナスになっている。こういったことというのは何に起因しているのかなというふうにですね、私も素人目から見ても、病院の基幹的な診療業務の入院が落ちているというのは、ある意味では危機的状況ではないのかな、こんなふうに思うわけですけども、その辺を当然分析されておるとは思いますけれども、要因等について、もしあればお聞かせいただきたい。

○（樽病）医事課長。

佐藤（次）委員の方から、外来患者の動態、それから入院患者の動態の増減についてご質問ございました。分析

等は、例えば外来の患者動態の関係で申し上げますと、平成9年度は延べ数で24万8,000、平成10年度は24万3,000、平成11年度は24万7,000と、決算で申し上げますように、外来患者は前年度比較でふえておるわけです。この3年度間で特徴的な部分でございますけれども、ご承知のように平成9年度に健康保険法の改正がありまして、本人2割負担という改正がございました。そういったことで、国の医療費政策等が絶対に悪影響がなかったということもいえないのではないかと。したがって、9年度の24万8,000、これが24万3,000と、9年度、10年度の減少ですが、11年度は逆に、そういったことが一定程度また折り返しというんでしょうか、もう1回もとに戻ってきているという、そういう実態の中で増加傾向を示しております。

それから、入院患者の方の動向でございますけれども、平成9年度13万1,000、平成10年度が13万5,000、平成11年度は13万3,000ですから、決算で申し上げますようにやや減少、前年度比較では減少でございますが、10年度と11年度の間で特徴的な入院患者の動向は、インフルエンザの流行が平成10年度ございまして、そういった意味で入院患者さんがややふえたというような特徴的な理由がございます。

そういったことで、決算で申し上げている状況の中が、大体分析の基本ではないかというふうに私どもは考えています。

○佐藤（次）委員

今精神科の関係ございませんでしたけれども、二病については延べ人員で1万561入院患者の減と、こういうことになってるわけですが、その部分は何かまた要因としてありましたらお聞かせください。

○（二病）事務局次長

済みません、手を挙げるの遅くなったものですから。第二病院の精神科の部分ですね。確かに1万561名、対前年、入院患者数が延べで落ちている。これは2定の議会の中でもインフルエンザの傾向のご質問で私がお答えさせていただいたんですけれども、実は平成10年度の途中あたりから入院患者、いわゆる精神科の入院患者の月々の数字がどんどん落ちていまして、この4月から実は150床への、まあ50床休床というような扱いにさせていただいている。

この背景には、いわゆる今後の精神衛生の医療の方の関係で、できるだけ精神科の患者を病院の中に閉じ込めるのではなくて、むしろ社会復帰に向けた、そういったリハビリ的なものを取り入れる中で、早く病院から外へ出して病状の改善を図ろうと、こういうことから、ここ平成10年度中間から月々の利用の減少の中での、入院患者数の延べでの減少ということになります。

○佐藤（次）委員

それぞれ単年度ごとの比較では、インフルエンザがあった年とあるいはなかった年というようなことですが、短期的な理由はあるんですけれども、総体的な経過の中ではですね、病床を休床するだとか、それから、小樽病院においても内科病棟を一部休床するだとかですね、こういう経営改善の反面、そういう部分の経過の中で、入院患者が徐々に落ちてきているという基本的な部分というのがここにあるなというふうに思います。それはまたいろいろ病院でも議論しているところでしょうから、今日は省いておきたいと思います。

最後になりますけれども、先ほど局長からお聞きしました、全国自治体病院協議会の経営診断、この点は小樽病院のですね、先ほどから言うところの基本的な部分はすべて指摘されていると、この診断によってですね。これは言うべきしてそういうことなんだなというふうに私も見ているわけですが、その中で特徴的なやつを1つ2つですね、病院はどう考えておられるかをお聞きします。

1つには、全国500床以上の病院との比較では、医業収益は小樽病院の場合は極めて低いというのがあります。これはそうすると全国的な医業収益比率というのは、収支比率というのは何が望ましくて、あるいは最下位であるというのはどういう傾向の中で下位になっているんだろうか。

それから、赤字の原因として幾つかずっと並んでますけれども、特徴的な部分として、1つは、患者数が少なく、いわゆる病床利用率も低い。小樽の場合69.1%です。ということで、患者をふやす工夫が必要だと、こういう

ふうになってますね。これは病院が新しい新しくないにかかわらず経営の基本になるところなので、そういう意味では、私冒頭申し上げましたように、同じ外来に行っても随分整備されてきたなという印象があります。しかし、ここでは入院における利用率は低い、病床利用率。それから患者もふやす工夫が必要だと言われてます。そのことについてご意見があればちょっとお聞かせいただきたい。

それから、特徴的なのは2つの病院の役割分担が不明確だと、今の小樽の第二病院と小樽病院でやってるですね、このことについてはどういう部分を指して不明確だというふうに言われているのか。このあたりもし分析されていたらお聞かせいただきたい。

それから4つ目、最後ですけれども、赤字の最大の原因は繰出金が少ないんだと言っていましたよね。それで、これは当然毎年の小樽から、いわゆる負担金、繰出金、これは毎年のように行われていて、しかも法定繰出金については問題ない数字が一般会計から当然行ってるというようなことから見れば、この繰出金が少ないということの、全国的な公立病院に対する一般会計からの繰出金、こういった観点から見るとどう小樽は少ないのか。そしてまた病院ではそれをどう受けとめているのか、このあたりまとめて、時間の関係もありますからお聞きしましたけれども、一括答えていただきたい。

○（樽病）事務局長

たくさんありますのであれなんですけれども、まず、500床レベルの病院での医業収益ということでお話ございましたけれども、我々は医業収益よりも実質収益対経常経費というようなことでいろいろ500床以上の病院で押さえているんですけれども、いいところであれば小牧病院だとかというのは約201%、小樽は残念ながら84%ぐらい。この84%というのは、全国500床以上の自治体病院でも80位から90位になります。そういう点では、この実質収益対経常収支比率が非常に悪いということについては、このたびの経営診断だけではなくて日ごろから我々病院では考えているところでございます。

それから、患者をふやす努力ということでございますけれども、先ほど委員からご指摘のとおり、100床当たりの小樽市内の医療状況ですね、医療情勢が非常にまあ、肝胆というか、市民にとっては安心なんでしょうけれども、100床当たりの人口だとかいろいろ統計数字あるいは後志の医療計画、これを見ても既にベッド数オーバーしてございますし、そういう意味では医療環境の整備が非常に進んでいると。そういった中で我々の病院も患者をふやす努力、外来にきた方を入院に誘導することだとか、何かあったら小樽病院というようなことでの、そういった意味での営業努力といいますが、患者が最大の収入源なものですから、親切に患者の立場に立った受付けなり診療をしようということでは院内で各会議で説明しております。

それから、両病院の機能、役割がはっきりしないということで、今回の経営診断の口頭での実地検査によってもあれですけれども、1つには、先ほどもどなたかありましたけれども、両病院は入院の方から見ると同じ市立病院ということなんでしょうけれども、私どもからいたしますと、小樽市病院事業条例の中でも、それぞれ院長を置き、それぞれ、という表現で、全くそういった点では独立の病院です。ましてや診療報酬、診療科からいいますと、逆に小樽病院よりも第二病院の方が高度医療をやっていて先進医療をやっていて総合病院、小樽病院は例えばおしかりを受けている救急医療に対してもそういう体制にないわけですね。時間外診療の中での拡大をしていると。ただ、これは改善していかなければなりませんし、両病院がそれぞれ持っている生まれてきた経過も違うし、育っている環境といいますが、それも違う。もちろん市民ニーズも違う。そういった意味と市立小樽病院等事務分掌規則の中での役割区分が明確に出ている。それぞれの病院がそれぞれの院長の指揮下のもとにということでございますので、そういう意味では、日常的な事務の流れもですね、同じことを同じようにやっていけばいいんですけれども、同じことを手続が違うとかいろいろございますので、これは今病院で新築統合によるためのフレームづくりをいたしまして、それぞれ、検査、放射線、薬局、看護課の業務について、共通認識に立って統合新築に向けて検討しようということやってございます。

それから、繰出金についてございましたけれども、端的に申し上げますと、繰り出しというのは、私ども公営企業法を適用しているわけでございますので、これの支出区分に従いますと私どもとしてはまだまだいただきたい。ただ、これは本体というか小樽市全体の財政状況によるわけでございますので、かなりそういう点ではぎりぎりでございますけれども、私どもの病院に対する一般会計からの繰り出しは8%ぐらいでございまして、全国自治体病院での平均は15%ぐらいです。これは今言ったように多ければいいというものではございませんけれども、たまたま今年度12年度については、先ほど総務課長からも説明いたしましたように、繰り出し基準の中で3億ぐらいの繰り出しがございまして、これは財政支援の強化ということでございますので、1つは、こういったことでは繰り出しに対する一般会計の認識をですね、いただく、いただかないは別として、その負担区分を明確化すべきだと思うんです。企業努力もいわゆる赤字になったから助けてくれということでなくて、負担区分を明確化する中で、我々も営業努力をしていくという姿勢が大事だと思います。

以上だと思います。今回、経営診断に伴う実地検査の中で、口頭の指摘事項ということでまとめさせてもらいましたので、最終的にはちょっとおくれぎみですが、10月末にペーパーでいただくことになっております。

以上でございます。

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

なお、再開の時刻は3時55分といたします。

休憩 午後3時27分

再開 午後3時55分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

○佐藤（幸）委員

大型ごみについて

環境部の方にお聞きしたいと思います。

1つは、ちょっと気になってはいるんですけど大型ごみの件なんですけれども、これ今大型ごみの有料化が始まっています、いつからでしたっけ、これ始まったのは。

○環境部管理課長

大型ごみの関係は、以前も収集の部分では有料になってございますけれども、今回、埋立ての部分では20キロ20円ということで7月から実施されてございます。

○佐藤（幸）委員

先日、知り合いが居間のじゅうたんを、要らなくなって出ただけで約1万円ぐらいかかったんですよね。ですから、結構大型ごみもお金がかかるようになったような感じがしたんですよね。これに伴って不法投棄があるのでないかと思うんですけども、そういう実態つかんでるのでしょうか。

○環境部管理課長

特に実態というのはつかえましてございせんけれども、一応市民の方から通報をいただきましたら、そちら現場の方へ行きましてですね、投棄者のわかるようなものがあるかどうかという検証と、あと手がかり関係でいいますと、その土地の管理者なりに問い合わせをするということでございます。

○環境部長

ちょっと補足させていただきますけれども、実はこれをやったときに、今委員おっしゃるとおり不法投棄がふえるのではないかとということで危惧をいたしました。ただ、今管理課長申し上げましたように、今回の有料化によっ

て特に従前より、従前から不法投棄のいろんなあれはありましたけれども、特にふえたというふうな状況では必ずしも押さえておりません。

○佐藤（幸）委員

その件数は押さえているんですか、件数だとか場所だとかというのは。全くありませんか。

○環境部管理課長

特に件数等は押さえてございません。申しわけございません。

○佐藤（幸）委員

では、これ調べていただきたいんです。まず、奥沢の水源地の奥の林道。これ上から見てもわかりません。沢から投げられてます。かなりのごみが下の方に投げられて、上の方から見えませんが、下に降りていかないと。これをどうするか。これは下が水源地ですから、水の中に入ってますし、有機物など入ってるおそれがありますし、布団だとか、冷蔵庫、これが投げられてます。どこからも情報入ってませんか。

○環境部管理課長

その奥沢水源地の関係も、やはり通報といいますか、お知らせもいただいてございませんし、私どもちょっと押さえてなかったところでございます。

○佐藤（幸）委員

かなりマニアックな方でないとああいうところに降りていかないので、ちょうちょうを探している人だとか、いろんな方々何人が降りて行って見てびっくりするのは、そこに大型ごみが投げられていた。多分お金取られるから、トラックかなんかで持って行って、「クマ注意」とか書いてありますから、中に入っていただけます。適当なところから多分下の方に投げるのではないかなと思うんですね。このところは1回調査していただきたいのと、だれがどのような責任を持って処分するのかということは検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○環境部管理課長

現地等私の方で見に行きまして、また、その処分等も含めて検討したいと存じます。

○佐藤（幸）委員

一般廃棄物収集運搬許可業者について

次に、これですね。前いただきました、有料化に伴っての、これ関係ですけれども、いろいろと調べていくうちに、一般廃棄物収集運搬許可業者というのがこれ6つ載ってます。6つだけなんですか。これをちょっと教えてください。

○環境部管理課長

一般廃棄物許可業者は全体で16社ございます。そのうち浄化槽汚泥に限定された業者が3社ございまして、ごみ関係でいいますと、排出事業者が限定された許可業者が3社、それから、建設現場から排出される一般廃棄物に限定された許可業者が4社、それから、収集運搬に限定がないのが許可業者6社でございます。ごみ関係では13社でございます。

○佐藤（幸）委員

なぜこれ6社しか書いてないのかわからないので、そういう意味で、なぜここに6社しか載せていないんですか。

○環境部管理課長

ここに一般廃棄物収集運搬許可業者ということで、とりあえずメインになる業者といいますか、その部分ということで掲載をしてございますし、それから、産業廃棄物の関係も6業者は全部持っておりますので、言うなれば、いろんなものが取り扱える業者ということで掲載してございます。

○佐藤（幸）委員

非常にこれ誤解を招くんです。許可業者はこれだけだと思うんですね。例えばほかの業者が行くでしょう、一般廃棄物でもって今いろいろセールスしてるわけでしょう、商店とか行って。そのときに、あなたのところ載ってないじゃないと言われる業者がたくさんいるみたいですよ。こういうことではまずいんじゃないですか。ちゃんとやはりこのほかに、小さくなら小さくでいいですよ、やはり13業者載せるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○環境部管理課長

委員ご指摘のように、ほかに事業所限定の関係が先ほど申しあげました会社の数がございます。それにつきましてはこの黄色いパンフレットには載ってございませんけれども、うちの方としましては、その辺があるということで、この下の方に書いてございますけれども、このほかに事業所限定の許可業者、ここには含まれてませんということでございますけれども、一応このほかにあるということでは記載しているところでございます。

○佐藤（幸）委員

わかりづらいですからね、これをこの次また出すのかどうかわかりませんが、出すときにはやはり改正していただきたいと思います。やはりそういう形でやっていかないと、これは一般市民に誤解を与えます。

○環境部長

今おっしゃるとおりでして、ただ、当初一般的に扱える方たちはそういう方たちであったので、ただ、その後、事業所限定の人たちに取扱いをさせるようなことになった経過もございますので、できれば、今度11月にごみ広報を出すことにしておりますので、その中で追加的にもう一度広報することなんかも含めて今後の対応をきちんとしていきたいと思っています。

○佐藤（幸）委員

許認可契約について

もう1つは、次は許認可契約ですけれども、これ会社契約と個人契約があるんですけれども、どうしてこういう形になるんですか。

○環境部管理課長

個人の関係でいいますと委託業者ということでございまして、そのほかの一般廃棄物関係の許可ということになりますと法人等の関係があるということでございます。

○環境部長

この関係はちょっと経過的な中でこういうふうになっているのでありまして、基本的には一般廃棄物の収集運搬業の許可は本来市長がやらなければならないものを、市長ができない部分を許可業者でやるということでやってきましたので、許可申請があればするということでは、そういった中で、かなり古い時期からずっとやっていた方、個人でやっていた方についてやった、あるいは会社形態でやった、あるいは会社形態をそれを承継したみたいなことになって、そういった中で個人の方と法人の方と両方がいるのだらうと。そういう経過です。

○佐藤（幸）委員

経過はわかりますけれども、やはり会社持っててやってるなら個人契約しないで会社契約すべきではないですか。この辺のところはどうなんですか。

○環境部長

その辺あたりがこの制度の微妙なところでありまして、個人を会社にやるというと、この許可については一代限りの約束といいますが、そういうふうなことであります。したがって、個人を会社にしてしまうと半永久的になりますね。その辺あたりの従前との経過との中で、今までどおり許可業者の名義というんですか、それを変更はしないで来ているという経過ですので、引き続きそういったような方向でしていかなければならないのかなと思っています。

○佐藤（幸）委員

そういう一代限りとか何とかってというのはわからない話でね、こういう時代にね、その人一代限りであるとか、子供にはさせないだとか、確かに許認可業だから、もう少しオープンにしてね、やはり手を挙げる人の中から適正な業者を選ばなければいけないだろうし、いつまでもこんな限られた器の中でやっていくからおかしくなってしまうんです。やはり競争原理というのは働かなくちゃいけない部分もありますから、もっとオープンにして、やりたい業者も増えてきたっておかしくないし、そのかわり、ちゃんとやらない業者は落としていかなきゃいけないし、そういうことも含めてね、その一代限りだとか二代限りだとか古くからやってる慣習だとかというのはね、これちょっと環境部に多いんです、そういうのは。そのこのところはちょっと考え直さなければならない時期に来ているんじゃないかと。いかがですか。

○環境部長

その辺あたりは委員がおっしゃるとおりでございます。この世界というのは独特のルールといいますか、そういったものがあって、それをなかなかするというのも難しい部分、今委員おっしゃってることは一つの側面としてあると思いますし、その一方でまた、本来市長がやらなければならない部分を市がやらない、特に事業系のごみについてはですね。やってきたという形の中で、許可申請があれば条件さえ満たしていれば許可するという性格のものではないという考え方も、そういうふうな考え方ですので、その辺あたりとの兼ね合いもありますので、少し勉強、研究をさせていただきたいと思います。

○佐藤（幸）委員

ごみの混載について

その件は勉強していただきたいと思います。

あと、一般廃棄物と産業廃棄物は車は全部別になっていると聞いてるんですが、どうなんですか。

○環境部管理課長

全部明確に区分ということではなくて、その車両によっては一般廃棄物あるいはその産業廃棄物を扱うということとはあり得るかと思います。ただ、そのごみ質によって、言うなれば一般廃棄物は当然そのもののみ、それから産業廃棄物はそのもののみということで、混載はしない形になっているかと思います。

○佐藤（幸）委員

今日は混載している車があるということを言っておきます。これは調べてください、ちゃんと。混載しないなら混載しないように公平にやっていただきたい。これは要望しておきます。

○環境部長

混載のそういった指摘は、ある意味ではちょっとうなずけないこともないわけです。というのは、この6月までは事実上許可業者はみんな混載をしていたわけです。そういった中で、いきなり7月1日を限ってそういったことを完全に解消するというのはなかなか難しかったところがあると思います。

ただ、その辺あたりについてはかなりきつく言っておりますし、現実の問題として不用意にやる場合もあるかもしれませんが、その辺あたりは現場に、抜き打ちというのは余り上品でないですけども、持ってきた許可業者の車両の点検なんかということも指示をしておりますので、そういった中で取扱いに不公平がないような形をきちっと担保したいと思います。

○佐藤（幸）委員

決して不用意ではないということでしょう、ここのところはお願いします。

○佐藤（幸）委員

広域化について

次に、広域化の件についてお話をしたいと思います。

先ほど出ましたけれども、広域行政制度、多分選挙でやるということは難しいでしょう。お金もかかるし、市町村ごとで大変なことです。議選、議会から選んで選任するようなことになるのかなと。石狩湾新港なんかもある形ですから、そういう形になるのかなと思いますけれども、形は6名だか8名だか10名だかわかりませんが、これはタイムスケジュール的にいつまでこの連合をつくっていかなければいけないのかというのはどう押さえてますか。

○環境部長

臨時の厚生常任委員会の部分の大まかなスケジュール、環境部が当時一つのめどとしたスケジュールということで、新年度、平成13年度の冒頭から広域連合の事業として整備計画関係の仕事をやりたい、そのためには広域連合の体制を今年度いっぱいを整えておく必要があるとすれば、広域連合の規約の議決をこの12月の4定、そして、それに基づいて新年度の1定で広域連合議員の選挙をお願いするようなことで環境部では考えていきたいということを申し上げましたけれども、これについては時間的な問題を、議会の本会議の質問なんかで何回かいたしましたけれども、必ずしもそれだけで決めるのではなくて、もう1つ、先ほど質問ありました地元との対応が広域連合の知事許可をいただく上でも微妙に関係してきますので、その辺の兼ね合いを見ながらこれから作業を進めていかなければならないというふうに思っておりますので、今言った広域連合規約の議決をお願いするのも、場合によっては、状況の中ではずれ込む、そのようなことも一つ頭に置きながらこれから作業を進めていきたいというふうに考えております。

○佐藤（幸）委員

1つは、焼却場の規模です。これは来月視察へ行くことになってますけれども、環境部推薦のところがありませんから。あれの規模がどうなのかなというふうに感じてますけれども、いかがなものでしょうか。

○環境部副参事

施設調査の関係でございますけれども、大体似たようなトン数なり規模のところを見ていただくのがいいかと思ひまして、最低そのあたりのところを抽出して資料として提出いたしました。

○佐藤（幸）委員

あれでいくと、かまが3基で170、180億という規模ですから、そのぐらいで想定しているのかなという感じがします。私は違うところももう1カ所行け、かまが2基で100億ぐらいのところがあるからそこへ行けという話してるんですけれども。この辺のこといろいろ出てきます、これから、議会では。皆さん方の考え方もあるし私らの考え方もあるし、市長の方のサイドの考え方もあります。

これ機種を選ぶときに、かなりのいろんな種類ありますね。ガス化だとかいろんなこと、固形式燃料だとか、6種類か8種類あります。この中で何を選んでいくとか、機種をどうするかとか、メーカーをどうするかというのは、どういう基準で選んでいくかというのを教えてください。

○環境部長

メーカーを選ぶのは、これはある意味では最後の入札の段階で決まる話だと思いますので、これは私どもがメーカーを決めるということは基本的に今考えてはおりません。ただ、これからの段取りですけれども、まず、処理方式を大きく分けてですね、いわゆる俗に言う次世代型というのを選ぶのか従来型のものを選ぶのか。さらに、その従来型についても、従来型の部分の灰処理を溶融でやるのかそれ以外の方法でやるのかとか。言ってみれば、大きい意味での選択が3つあるかなと思います、基本的な機能。それで、今副参事がお答えしましたように、施設を今度視察に行くということで事務局から相談があったときに、施設の規模ももちろん頭に置きましたけれども、その機能の部分をそれぞれできたら見ていただきたいという感じでやったわけです。

そして、その後、次世代型であっても大きく分けて今度はそれが3つか4つぐらいに分かれるんですね。分け方があるんですけれども。あと、従来型といっても大きく分けると流動床タイプというのと普通のストーカータイ

プというのがあります。さらに、それに今度、灰を処理するにもいろんな処理の仕方があります。固化をするというだけでも、溶融しなくてもですね、それから、溶融するにしても溶融の方法が、やはりさっき言った次世代型のタイプが何ほかあると同じように、このどれを選択するかというのは、これからの整備計画を策定する経過の中で具体的に検討をしてですね、小樽市並びに北後志の5町村が持っているごみ質だとかごみの量だとか、こういったようなこととの兼ね合いの中で、技術的に一番いいものを選択する作業を、これは率直に言って私ども市役所レベルの持っているノウハウとか技術力ではわかりませんので、その辺あたりはコンサルの力をかりて一定の整理をする中で、最終的な判断をしていく。非常に技術的なことで難しい部分があるんですけども、その辺あたりはこれからの話で、それを来年の5月、6月、道に整備計画を上げるまでの間で、できれば整理をするというようなことで作業を急ぎたいというふうに思います。

○佐藤（幸）委員

実は、桃内の処理場をつくるときも大変嫌な思いをしましてね、証人喚問もどきのことをしました。それで、初めから落ちるところの名前も出てましたし、そのとおり落ちました。それで、私たちもこういう大型のプロジェクトになると、かなりいろんなことが察してきてね、これは嫌だなという感じがしてます。あんな思いたくないという中でお願いですけれども、これはコンサルにお願いするということではなくて、いわゆる専門家も集めた、皆さん方も含めた中で、やはり選定委員会というのをつくるべきではないかと、きちっと。未来のことも考えてですね、小樽市のごみ計画も考えて、きちっとして、だれが見ても納得できる形をつくっていかねばいけないのではないかと、そう思っております。そうでないと、仕様書でね、何だかわけのわからないをつくって、どこかでもありますけれども、ここしか落ちないという仕様書つくってみたりね。係にこういう人を使わなければだめだとか、この間もどこだかの議員騒ぎましたけれども、そういう形になってみたり、こういうことはやはりちょっと不明確な部分があるから出てくるのでね。これはやはり第三者も含めた、大学の先生でも結構ですよ、それを含めた、きちっと選定委員会をつくってね、そこで機種は決めるべきだとそう思います、いかがでしょうか。

○環境部長

お話がありましたから申し上げますけれども、そのこと自体まだこれからの作業だと思ってますので、余り今まで申し上げておりませんでしたけれども、実際問題としてそういう委員会をですね、専門のやっている先生もいらっしゃいますし、それから、現実にもそういったことを取り扱ってきた、例えば政令市、大きい、結局札幌になるかどうかは別にして、その辺のところの経験者だとか、そういったような方たちに集まっただいて委員会をつくるということで、基本的にこれからですね、審査委員会というんですか、そういったようなこと。それは庁内につくっても、さっき言ったように、ちょっと我々の持っているノウハウ、技術力では、物が物ですので、その辺あたりのことはやっていかなければならないというふうに思ってますので、どういう体制がいいのかはこれからの検討課題と、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○佐藤（幸）委員

「環境にやさしい小樽市民ルール」について

時間早くやってくれと言われてますので、これ以上やると怒られるので違うところへ行きます。

さっきの小樽市民ルールですか、環境にやさしい。ここですけれども、これから検討していくんでしょう。それはそれで結構でございますけれども、私の方としては、一つのアイデアとしてアイドリングストップ宣言都市みたいなをつくってはどうかと思うんですけども、奈良市へ行ったときやってみました。アイドリングストップしようということで、これだけでかなりやはり違うみたいですので、この辺のことはアイデアとしていかがでしょうか。

○環境部次長

自動車の使用を控えましょうという項目がございまして、その中で不要なアイドリングはやめましょうと書いてございますので、とりあえずこれは懇話会をつくりまして2回やりまして、11月に市民にお見せしまして、またご

意見いただくということになってございますので、その中でもまた考えていきたいと思ひますし、現実は今素案の中でアイドリングというのは書いておりますので、やっていきたいと思ひてございます。

○環境部長

今の質問では宣言都市というお話でありましたので、実はそのようなことも含めて、例えば、ごみ持ち帰り運動宣言都市だとかいうのも頭に浮かんだりするんですけども、その宣言都市というやつをどういうふうにすれば具体的になっていくのかなというあたりも、これから、今のアイドリングストップ宣言ということも含めてですね、ちょっと研究をして、場合によると、これ議会の議決みたいな形で、核・平和云々みたいなああいうことになるのかもしれないし、その辺あたりがあればまたそのときご相談を申し上げたいと思ひます。

○佐藤（幸）委員

奈良市なんか行くと、大きくどこでも書いてあるんですね。アイドリングストップ宣言都市というのをね。ですから、それだけでアピールする。ひとつ検討していただきたいと思ひます。

○佐藤（幸）委員

倫理規程について

最後に倫理規程の問題、総務で今やっていますけれども、この問題は読んでますか皆さん、倫理規程は。今回できたやつ。全部でなくても、だれか代表の方。

○環境部長

案でかなり以前に示されたときに、ひととおり目は通しましたけれども、率直に言って、どれだけまだ覚えているかというところと甚だ心もとないわけで申しわけございません。

○佐藤（幸）委員

ちょっと言うておくだけでも、病院あたりは、どうきちと徹底できるかというのは非常に心配しています、実は。普通のところと違いますから、あそこは。ですから、薬屋さんの関係だとか、一緒にゴルフするだとか、先生の関係だとか、これ非常に危ぶまれています。だから、規程に背いたらどうなるかということは書いてませんけれども、やはり非常に問題が起きやすいところかなという感じがしますので、病院の方にちょっとお聞きしたいと思ひて、今後この倫理規程をどうやって徹底していきますか。

○（樽病）事務局長

案の段階で私どもに明示されましたので、病院の場合は病院長が責任者ということでありますので、2回ほど病院の幹部会でお諮りをしております。今委員ご指摘のように、非常に微妙なケースもございますし、いろんな形もございますので、私の方では総務部に対してQ & Aをつくりまして、今総務部と協議をしております。いずれにいたしましても、いろんな職種があるものですから、専門の単位だけでなく、そういうQ & Aを使いながら職員に徹底をしていかなければならないと思ひます。

○佐藤（幸）委員

終わります。

○委員長

それでは、公明党の質疑を終えて市民クラブに移します。

○松本（聖）委員

国保の短期被保険者証について

まずは、市民部の国保の短期被保険者証の発行に関わって数点お尋ねをいたしますが、このたび発行を予定しております短期被保険者証ですね、3カ月間でございますけれども、これの有効期間をまず確認させていただきたいんですが。

○保険年金課長

短期保険証の有効期間につきましては、3カ月ごとということでございますけれども、1期目につきましては10月1日から12月31日までということで発行してございます。

○松本（聖）委員

12月31日で切れる保険証なんですね。1月1日もしくは12月31日というのは、市民部の方は役所の方に詰めておられますか。どなたか出ておられるんですか。

○保険年金課長

現在のところ役所の方に出るという予定はしてございません。

○松本（聖）委員

すなわち、保険証が切れて、仮にですよ、うっかり取りに来るのを忘れていた、もしくは保険料の支払いができなくてなかなかそれまで取りに来れなかったという方は、お正月病院にかかろうとしても保険証は失効しているわけですね。そのとおりと認識してよろしいですか。

○保険年金課長

そのとおりです。

○松本（聖）委員

ところで、お正月休み、暦によりますと非常に長いんですね、たしか、記憶によりますと8日まででしたかね。30日からかな、31日からかな、10日間の休みがあるんですね。その間、保険証が途中で切れてかかれないです。確かに私は、この被保険者のですね、料金を支払わなければならないという義務、それから、国民皆保険制を成り立たせるために、きちんとその義務を果たさなければいけないということは十分に承知しておりますけれども、年末ですよ。例えば自営業の方ですと、この不景気ですから支払いに追われてる例もたくさんあると思うんですね。個人でもそうだと思うんですが。私も商売をしておりましたからよくわかりますけれども、支払いにはどうしても優先順位をつけざるを得ないんですね。例えば金融機関から借りてる分の支払いだとか、年内に処理しなければならないものというのはたくさん、どうしても個人的にも商売をやっている方もあると思います。そういった中で、この保険料というのはどうしてもプライオリティーが低いものだと思うんですが、その辺はどのように認識されてますか。

○保険年金課長

済みません、国民健康保険料その他いろいろの支払いの中で、国民健康保険料の支払いの順序が後回しになるということかと思うんですが、いろいろの中で支払い等が厳しい方もおられると思いますけれども、私どもとしましては、順番的には上の方に入れていただきたいというふうに思います。

○松本（聖）委員

上げてもらいたいというのもあるし、支払う義務があることも十分承知しているんです。だけれども、今日の前に手形の決済が迫っててですよ、それ決済しなかったら会社が倒産するというようなときに手形決済しないで保険料を払うあほがどこにいますか、そんなの。いませんよ、そんな人。払いたくても払えない人というのは当然出てくるわけですよ。そういった方々、お正月にですよ、例えばほかの支払い全部済ませて、31日にやっと手元に2万残った、3万残った。保険証切れるから取りに行こうと思っても行けないわけでしょう。そういう方々をどのように扱おうとしておられるんですか。

○保険年金課長

これまで短期証ということではなくて、12カ月証ということで窓口交付を平成6年から実施してきております。その中で年末年始において特別問題になってきたという事例がなかったものですから、そういうことも含めまして、今のところ同じような取扱いということで考えております。

○松本（聖）委員

その間にですね、年末年始のお休みの間に、部長、聞いてますか。年末年始のお休みの間に保険証が渡せないというのは、これは小樽市の都合ですよね。皆さん正月休みだから渡せないんですね。何とかその間も、そういった可能性のある被保険者と接触をとるなり、お休みの間でも保険証をお渡しできるような対策というのはとれないものですかね。もしくは、31日で切れるであろうその被保険者証ですね、これの有効年月日を役所の都合で渡せない正月休みの間延ばして、例えば1月の何日だかちょっと今わかりませんが、1月何日ですか、8日が9日ですよ。そのくらいまで延ばすというようなことというのは考えてませんか。

○保険年金課長

今現在、11月が最後の更新の時期を迎えるわけなんですけれども、その間にいろいろ議論等を重ねた中で、結局保険証の交付に結びつけていただいて、11月29日に更新の案内を出す中で、もし一時的にお金の都合つかない方に付きましてもその旨の文書を考えまして、その段階で十分相談に乗りたいということにしたいと思います。

ただ、今年末年始の対応についてというのは、市役所の都合でということでございますし、職員でいつでも対応できるような形にしたいと思います。その旨、職員の体制、当番表などをつくりまして、毎日出てくるということにはならないかもわかりませんが、いつでも職員のだれかが役所の方にすぐ出てきて、それについての対応というのも考えていきたいと思います。

○松本（聖）委員

非常に前向きなといいますか、市民の立場に立った対応をしていただくというご答弁をいただきまして、非常にありがたく思っております。そういう例がないかもしれませんが、本当にごく一部の方だと思います。すべての例を把握しているわけではないですから、実際にそういう例があるかどうかそれはわかりません。ただ、私も担当課の方にお正月交代で出て来いなんて言うつもりもありませんし、ただ、そういう連絡をとれるようにしていただけるということで非常にほっとしております。10割払うの大変なんですよ、病院でね。10割払える金あるんだったら、とっくに保険証取りに来てますからね。そのくらいの困った方が大勢おられるという認識のもとに、血の通った対応をしていただきたいと心からお願いしておきます。

○松本（聖）委員

放射能に汚染された患者の受入れについて

○委員長

次に、泊原発の先般の事故に関して、岩内協会病院に運ばれて、残念ながらお亡くなりになられた作業員の方がおられました。非常に残念なことだと思っております。

先般、市長の方に、この件に関して、小樽に運び込まれた場合はどうするんだと、市長の新聞記者との記者会見の中での市長の話をもとに質問させていただきましたら、最終的に市長は、放射能に汚染された患者に関しては小樽市では受け入れないというご答弁をいただいております。

ただ、先般ですね、岩内協会病院に運ばれた患者においても、病院の方では、病院に着くまでどのくらいの汚染状況であるのか確認できなかったということでもあります。これは後日の調査において判明していることでありますけれども、そこで、ここに医師免許を持っておられる方がお2人いらっしゃいますね。医療人としての倫理のもとに、目の前に汚染されている患者が運ばれてきた場合に、それをお断りするだけの勇気といいますか断る根拠といいますか、根拠というのは精神的にという意味です。医療人としての資格のもとに断れますか。まず廣田先生にお伺いしたい。

○保健課長

断らないだろうと思います。仮定の話ですけれども。

○松本（聖）委員

所長はいかがですか。

○保険所長

今の質問は、いわゆるそういう汚染事故というんですか、原発のサイト内事故といいますか、そういうところでの医師の行動という、そういうところではおっしゃるとおり医師として当然救命を第一とすべきであるということは、そう言われてますし、私もそのとおりだと考えます。ただ、その前にですね、お聞きになっているのは、例えば放射能という、放射性物質、必ずしも原発とは限らないわけですね。いろんなところでそういうものが使われているという、一般論としてお話をすれば、先ほどの廣田先生の言うように、やはりまず救命ということを第一としてというふうに、2つにちょっと分けて考えなければならないと思います。

○松本（聖）委員

すなわち、今回の岩内協会病院のように汚染された患者が運ばれてきて、目の前で重症もしくは重体という状況を見たときに医者としてそれを見過ごすことはできないということです。しかし、市長は、そういった患者は受け入れないんだと、小樽市においては受け入れないんだと明言しておられたわけですね。

これはどういうことなのでしょうね。余市との境界線のところに関所を設けて調べるんですかね。先ほど所長は、泊原発に限らんのだとおっしゃいましたけれども、例えば小樽港に原子力エンジンを積んだ船が入ってきて事故を起こして、被曝した患者がいたとしたら、そういったときに小樽市としてはそういう患者は診ないんだぞ、全部札幌まで運ぶんだぞと市長は言ってるわけですよ。そんなことできないでしょう、目の前に瀕死の患者がいたときに医者としてそんなことはできない、今廣田先生もそうおっしゃいました。どういう対策をとろうとしておられますか。

○保健所長

先ほど申し上げましたように、原発での事故というものは、今回のように、あるいは昨年の東海村の事故、想定した形でのマニュアルといいますか、あるいは国や北海道なんかの防災計画の原子力災害編というものには記載されていない、決定していなかった。そういうものを受けてですね、原発のサイトにおける医療という部分、あるいは近隣の医療機関というものをどういうふうに置かなければならないかということは、これから論議されていかなければならない。市長が言われたのはですね、そういうところを通過して、そして、いわゆる汚染されてないか、あるいは汚染が非常に少ないという患者さん、これは一般の救急医療として扱うべきであるから、それは受ける。しかしながら、明らかに汚染されているとか、あるいは汚染されているかもしれないというようなものについては、直ちにそれを受け入れるというわけにはいかない。逆に言うと、先ほど言ったように、サイト内病院というものがあれば近隣の医療機関ということで処置すべきだと。そのところがうまくいけば当然来ない。

それから、おっしゃるようになりますね、それでも来てしまうことがあるのではないかとということでございますけれども、そのところがやはり非常に問題になっているところで、やはり最初から最新のというか最高度のところへ送るか、あるいは普通の救急医療で対応して、むろん骨折してるとか皮膚がどうなっているとかというのは、いろいろ救急医療のものを持っているわけですから。そのあたりのところの論議が先ほど申しましたようになされてなかったということで、そういうグレーゾーン、あるいは両方が合併した、汚染もされているし重篤だと、これをどうするのか、これを札幌に送るのか、そのあたりのところはですね、恐らくこれからは原子力研究所とかそういうところと早期に連絡をして、どうしたらいいのかというような形で動いていくのではないかなというふうに、そういう論議もされているので、そういうふうになるのかなということで、市長のお答えは、私どももその程度だろうと思うんですけれども、割り切った形でお答えをしたと思います。そういうことでご理解をお願いします。

○松本（聖）委員

市長がいらないから言うわけじゃないですけども、正直言って、そういう、どういう設備が必要でどういう知識が必要かなんていうことを全く想定しないで市長はお話しされたように見受けられたんです、私にはね。

そもそも何が必要であって、どういう対策を打たなければならないのかというのをですね、早急に道なり国なりと連絡を密にしながら、事故はいつ起きるかわからないんですから、今そこで爆発するかもしれないわけですから。早急にですよ、実際にそういう患者が運ばれてきた病院があったわけですから、岩内協会さんのようにね。あれいい迷惑だと思うんですよ。いつ来るかわからんということを前提にですよ、悠長なこと言っていないで早急にそういう対策をきちんと、小樽市としては何ができるのか何ができないのか、何ができるかというより何ができないのかの方が本当は大事だと思うんですが、任せるものは任せる、目の前でやれるものはやる、はっきりと早急にしたい。いつごろまでにお答えいただけるかわかりませんが、お渡ししておきます。次回の定例会のときにまた伺いますから、それまでにちゃんと勉強しておいていただきたい。いかがですか、何とかありますか。

○保健所長

国とか北海道では早急にこの問題の検討に入ってますし、それから、私どもこれかなと思ったのは、今年から始まって、原子力災害についての研修会、医師とか看護婦とか対象をオープンにしてですね、昨年まではこれはクローズで一定の人だけ。一応私も第1回目のその研修会に出席したことがあります。それは泊の第1号をつくったときです。これは完全に場所もわかってませんし、そういう形でスタートした。しかし、その内容というのは非常に濃くて、ちょうどチェルノブイリの結果が出て、骨髄移植というのは全く効果なかったというようなお話も聞きながらですね、原子力研究所の職員は、この知識を国民みんな1人1人に早く知らせてほしいんだという、研究者の立場としてそういうお話を熱っぽく説いていたんですけれども、それから10年近くの月日、14、15年たちます。それを考えると、今ようやくそういうふうにしてですね、いつ本当に起こるかわからないし、あのころは起こらないんだと、起こったときのための防災計画、そういう形で動いてきたものはあります。当然急いで、我々もそれを見て進めていきたいと思います。

○松本（聖）委員

ぜひとも市民の安全ということを第一に考えて行動していただきたい。特に医療現場の方々、真っ先に危険にさらされるわけですから、彼ら、彼女らの安全というものの病院としても十分に考えていただきたいと思います。

○松本（聖）委員

ダイオキシンの問題について

もう1点、話題が変わりますが、ダイオキシン汚染の問題です。

以前に私、天神焼却場の近辺の土壤汚染のお話をさせていただきました、土壤汚染されてるという意味ではないですよ。されてるかもしれないから調べてほしい、今後の跡地の利用やなんかのことも考慮して。その後どうなってますか。

○環境部次長

ダイオキシンの土壤汚染の関係でございますが、焼却場場内ではやってございませんで、平成10年度には環境庁が奥沢の記念公園でやっておりますし、それから、去年は龍徳寺の保育所と松ヶ枝保育所でもやってございまして、その辺の結果は持っておりますけれども、実際焼却場の場内ではやってございませんで。

○松本（聖）委員

それは恐らく環境庁の言うところの最大到達着地濃度というんですか、詳しい言葉は忘れましたが、近辺だということやっておられるんだと思うんですが、いかがですか。

○環境部次長

そのとおりでございまして、最大着地濃度、一番濃く汚染されるところの箇所を想定してですね、去年は保育所の関係、砂場2カ所やりました。

○松本（聖）委員

私ね確認したんです。どういう条件で、どういう計算式になってるのか。あれはまっ平らなところの話なんです

ね。天神町みたくああいう沢になってるところを想定してないんですよ、あの計算式は。私、ずっと子供のころからあの辺に住んでおりましてね、すぐ煙突の真下が真っ白けで向こう見えないような状態になることをよく知ってるんです。今煙出てないですよ、処理方法変わりましたからね。煙というか湯気ですかね。でも、排ガスはあの煙のごとく出てるわけですね。すなわち、すぐ近隣が高濃度に汚染されてる可能性が極めて高い。何十年間の間にね。そうは思いませんか。

○環境部次長

これはご指摘のとおり、近くでダイオキシンの土壌の調査をやってほしいということで伺っておりますので、こちもちょっと検討したいと思います。

○松本（聖）委員

いや、なぜ気になるかという、あそこ平成13年度で閉めるわけですね。その後、土地の利用という問題が出てきますね。あそこどのようになるんですか、閉めた後は。

○環境部長

今のところ、あそこの土地をどうするかということについてまだ決めておりません。少なくとも焼却場をあそこでも更新するという、現在、さっきの話になりますけれども、小樽市単独でやるとしても、あそこだけではできませんので、基本的にはほかの、いわゆる廃棄物事業所の詰所がありますけれども、あの機能をどうだとか、あるいは、し尿の委託をしている業者にお貸しをしている施設、そういうような施設ですね。あれをどうするかということも含めて、焼却場のかなり広い面積になりますので、その跡地をどうするかについてはこれからの検討になっていこうかと、土地利用はこれからの話になろうかと思います。

○松本（聖）委員

どちらにしても、何がしかの使われ方するんですよ。聞くところによると、何か線路ができるなんていう話も聞いたような気もしますけれども、新幹線のね。どんなことやっても建設残土とか出るわけだし、あの建物壊さなきゃならないですよ。それで、たまたま新聞見てましたら、これ7月26日でしたかね、大阪の能勢町の焼却場の解体現場の作業員が高濃度にダイオキシンの汚染されていたという記事が載ってたんです。あそこもいずれ平成13年度以降解体しなきゃならないという事態になっていますね。これは対策はどのようになっていますか。

○環境部長

いずれにしても、もし今委員おっしゃるような形ですね、あそこがダイオキシンならずともほかの物質で土壌汚染がなっている状況というのは、跡地の利用のためにとってもそれはあってはならないことですので、当面今言っているダイオキシン関係もありますので、跡地利用計画、あるいは、あとあれを今直ちに、今言ったような意味で壊せないような状況になってますので、壊すに当たっての緊急対策かなんかを国に求めていますので、その辺あたりの見極めをした中で、先ほど次長が言いましたけれども、土壌のサンプリングをして、汚染なんかは調べてみるようなことを、その跡地利用との関連の中でも考えていかなければならないというふうに思っております。

○松本（聖）委員

ぜひとも、大阪の能勢町もその問題で作業がしばらくの間とまったと伺ってますからね。

（「まだとまってる」と呼ぶ者あり）

まだとまってるんですか。順調に事が運ぶように、落ち度のないように先へ先へ見越した検査なり作業なりを行っていただきたいと思います。

○松本（聖）委員

花園町のごみについて

ごみでもう1点伺っていいですかね。

前に花園町のね、飲み屋街ですよ。ごみね、まだ有料化になる前に、私は、みんなうちへ持って帰るよという指

摘をしたんです。今どのようになっているか把握されておられますか。

○環境部長

正確に把握している状況ではありませんけれども、今委員がおっしゃったような状況があるのも承知をしておりますし、あるいはまた、市が示した方向でやっていただいているというところもかなりあるというふうなことでは承知してます。

○松本（聖）委員

私もそんなにたくさんのお店に顔出してるわけじゃないので、全部を把握しているわけではないんですが、少なくとも私がお伺いしているお店で、正直なところどうしてるのと聞いてみました。実際に聞いてみたんです。実は、どの店とは言いませんけれども、サンプリング10軒しました。持って帰ってる店、8軒。ビニール袋に詰めて、タクシーの運ちゃんに嫌われながらも持って帰るママさん8人です。自分のところでごみ袋を買って捨ててる人2人。まあ、サンプリングが偏ってると言われればそれまでなんですが、別に偏って店に行ってるわけでもなく、無作為に行ってるわけです。そういう状況ですよ、花園町のごみは。みんな小樽市内に散らばったんです。予想されたんじゃないですか、あの通りは全部ポリバケツ通りになる。ポリバケツ何個ありますか、数えてみてください。非常に少ないですよ。大半の方は持って帰って自分ちの前に捨ててるわけですね。これを何とか改善しようという気はないですか。事業系ごみですよ、これ。

○環境部管理課長

ただいまのその事業系ごみの排出に当たりまして、花園かいわいといいますか、その部分のポリバケツ関係でございますけれども、やはりにおいの関係等がございますし、カラスの関係もございまして、ああいう容器を使ってるということでございますので、当面この形でいくのかなとらえているところでございます。

○松本（聖）委員

いや違う、ポリバケツが少ないぞと言ってるんです。みんな持って帰ってるんだから。それでなかったら店中、もう通り全部ポリバケツになっちゃうんですから。

○環境部長

難しい側面は率直に言ってるんですけれども、本音で言いますとですね。ただ、今まではとりあえずこのルールをのせるということにかなり力を割いてきて、細かいところまでの目配りというのはできてません。ですから、花園町のその夜の街だけではなくてですね、現実の問題としては市内の店舗兼用住宅なんかでも同じような状況で、これは聞いた話ですけども、さっき言った許可業者がセールスに行ったら、いや、うちは関係ないよと言われて。ということは生活系で出してるということですから、そのような状況もあるのも承知しております。それで、近々、直接的にはまだ花園町のその夜の街に入るかどうかは別にして、そういったようなことも含めてですね、地道に少しずつですけどもお話をして、とりあえず商店街関係なんかは間もなく商店街単位に改めてまた説明会を開いて、きちっとした分別するようなことをお願いをしていくので、そういうことを地道にやってですね、あとはやはりご本人の何とかその、まあ良心に期待するというのも何ですけども、どうしてもこれが最終的に負担の公平ということからはかなりかけ離れたような状況だということになれば、また違った視点で何か考えることになるのかなと思いますけれども、そこまでは行きたくございません。

○松本（聖）委員

私もね、この不景気な中、一生懸命やっておられる、ちょっとでも節約しようという、本当に1週間に100円200円の問題でしょう。それすらも節約しようと努力しておられる経営者の方々には頭が下がる思いですが。だから、花園町の経営者の方々を決していじめるつもりで言ってるわけでもなくですよ。でも、そもそものやり方に問題があるのではないかなと、ごみのね。これは何かいい方法はないかなと思って質問させていただいた次第であります。せっかくそういう制度ですから、守っていただかなければ何ともしがたいという問題がありますからね。もう少し

周知というか、ご理解を求める。周知というよりご理解をいただく努力をしていただきたいと思います。

○環境部長

先ほど言いましたように、7月1日をもって100%できるとははなから思っておりません、率直に言ってですね。従って、ある程度時間、1年かかるのか1年半かかるのか、その中で徐々に100%に近づけていこうというようなことが基本的にありましたので、引き続きそういった面に向けて努力をします。

それで、なおかつ、それでもどうしても3割か4割しかいかないというような状況になったとすれば、それはその制度に何かがあるというふうを考えなければならない要素も出てきますので、そのときはそのときでまた知恵を絞りたいと思います。

○松本（聖）委員

広域化について

最後に1点だけ、部長立ってるついでにお尋ねします。

先ほど、議会との一定の話し合いをしたいと、広域の問題で、4定に何やら出てくるような、これは前のこの委員会のときに、それは延びるかもしれないということでされてますけれども、いつ議会での話し合い持てるんですか。いつごろになるか教えてください。

○環境部長

議会との話し合いをするというよりは、議会に意向をお尋ねする。どういう形になるかも率直に言ってまだ私、それこそ、さっき言いましたように、この件に関しては助役とも市長とも打ち合わせをしておりませんので。ただ、議会に何もなしで市長としてこういうふうにしたからこれで議決をお願いしますよということはないという意味ですね、一定の何らかの対応を、この委員会に議長いらっしゃいますけれども、それらの取扱いは、議長ともよく相談をさせてもらって、その辺あたり、仕組みですね、取扱い、そういう趣旨で申し上げたつもりなんですけれども、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○松本（聖）委員

日程の問題は、4定までの間にといたら相当に厳しいものがありますので、皆さんこれから視察やなんかもありますから、その辺のところを十分考慮して作業を進めていただきたいと思います。もちろん住民の同意を得ること、これが第一ですから、その努力をですね、最大限の努力をやっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、自民党に移します。

○前田委員

桃内最終処分場について

それでは、桃内の最終処分場に関連して、時間も押してきていますので、簡単にといたしますが、質問をいたします。

漁師さんからちょっと聞いた話ですけども、いきなり本題に入りますけれども、桃内川の河口です。その河口の、8月で漁は終わったんでしょうけれども、ウニの実入りが悪かったというようなことを聞いておりましたけれども、協定書もありますけれども、何かがあれば連絡、協議をするというようなことになっていますが、何か協議の申入れ等あったんですか。

○環境部副参事

ウニの実入りが悪かったということで、私どもの方へその何らかの措置ということで聞いてはございません。申出はございません。

○前田委員

ウニでなくて、そうしたら草が悪かったのか、その食料のえさになる。何かあったんですか、何もなかったんですか、一切なかったんですか。

○環境部副参事

8月21日の説明会の中でお話が出たのはですね、河口付近の海藻が枯れたと。この辺を調査していただきたいと、こういうお話はございました。

それで、1つは、上流付近の海藻関係にはまるっきり異常がなかった。これで水産試験場等に調査を依頼したんですけれども、口頭でしたけれども、水産試験場としては、要するに海藻は1年周期、一年草なものですから、そのときの枯れる時期もあるだろうし、それから、豊作、不作の時期もあるだろうし、いろんな条件があるので、海水温が高いとかいろいろあるので、何が特定するということではできないのでということのご意見がございました。そういう面では私どもとすればご指摘は受けたわけですから、どうしてそういう状況になったのかをですね、来年また生えればあれなんですけれども、何が原因かというのわかると思うんですけれども、その辺のことも含めて調査するような手だてを来年に向けて検討してみたいと、こういうふうに考えてます。

○前田委員

いや、私の聞き方が悪かったのかどうか知りませんが、今ウニの実入りが悪かったという部分言いましたけれども、逆にそっちの方の海藻の話をすればそうなったのかもしれないかもしれませんが、何かちょっと公開性というか、そういう聞かれたことにしか答えてないのかなという、まあ、それでいいのかもしれませんが、ちょっと疑義がある。気分が悪いという感じはします。

○環境部副参事

それとですね、あわせて河川の水質関係、そういったことについても、私ども、どうだったんだろうかと、こういう議論もございましたので、例えば河口付近の水質、それから桃内川本流上の水質、それから合流地点の水質、それから污水处理場から出る支流の水質、そういったものの検討、調査をしてですね、9月8日でしたか、たしか採取しましたので、その結果を町会の皆さん方にはご説明を、ご報告といいますか、そういうことをしていきたいと、こういうふうに考えてます。

○前田委員

それで、海の今の海藻の件もありましたけれども、また、桃内川の河口付近でカモメが大量に死んでいたという、死骸ですか、あったというふうに聞いておりますが、この日時と羽数、また原因、これは押さえておりますか。

○環境部副参事

カモメの問題につきましても、ご指摘といいますか、そういったことがあったということで聞いてございます。これも8月21日の説明会だったんですけれども、それ以降、例えば私の方で猟友会小樽支部に所属している方の、小樽市の鳥獣保護員、富樫さんというんですけれども、その方の方に現場の確認とその調査を依頼してございます。

8月29日に後志支庁の自然環境係長と係の方がお2人と、それから鳥獣保護員の富樫さんと3名で現地も視察をしているところでございます。それで、その状況としては、桃内の海岸ではオオセグロカモメが7月ごろから数十羽死んでいると。それで、その原因究明といいますか、そういったことの依頼を受けたと、こういうことでございます、その現場でですね。それで、オオセグロカモメの死骸を、検体といいますか、冷凍保存したものを後志支庁の自然環境係の方で受けて、それ以降、ただ、そのあたりは原因がなかなか究明できないので、例えば環境科学研究所センターを通じて公的機関へ依頼をすることにしたいというご返事はいただいておりますけれども、その結果についてはまだ後志の方からいただいております。

○前田委員

羽数確認しましたか。どのくらいの数でしたか。一羽二羽でないでしょう。

○環境部副参事

そのときの報告では数十羽という話は聞いてございます。

○前田委員

それですね、ちょっと話が河口からずっと処理施設の方へ上がっていきますけれども、污水处理施設というのがありますよね。私も見学してきましたけれども。そのところと、何か無名川から桃内川につながっているんですか。この辺の状況というのがわかっていれば教えてください。

○環境部副参事

桃内本流の支流ですけれども、もともと沢がございまして、その沢地を使って処分場を建設しております。それで、その沢の支流ですけれども、それにはですね、例えば上流部の埋立て処分場に水が入らないようなかたちの水の大きい底がありますけれども、それが埋立て周辺に配置されていると、そういった水の合流し流せるような新しいコンクリート性の3面側溝をつくってございます。そのところに排水処理場からようするに水を放流している、こういうような状況になっています。

○前田委員

先ほどの他会派の質問の中にもありましたけれども、私、9月上旬と踏んでおったら、9月22日に桃内町会の方で住民説明会あったんだということで、これもお聞きしようと思ったら聞かれてしまいましたけれども、その中で出席者が18名とたしかお答えしていたなということがありました。毎回これ16名、19名、今度18名、また減って。桃内に住民どのくらいいるのか知りませんけれども、18名といったら何%になるんでしょうかね。

何かこれ、ちょっと説明してほしいのと、あと何かその中の質疑応答で追加するようなことがあったらお話してください。

○環境部副参事

桃内の町会の関係ですけれども、全体で大体86世帯くらいあると私もでは押さえてございます。それで、当初の1回目は、1回目といいますか、役員会でございましたので、それで19名ぐらい。23名いるうちの19名です。その後、この9月22日の説明会を実施しているわけですけれども、その中でも18名ということで、それにも前回の役員とダブっている方もおられますけれども、大体実施の終わった方については25%程度と、こういう形で押さえています。

それと、処分場の説明会のいろんな意見の考え方の関係なんですけれども、先ほど委員からご指摘を受けたことにつきましては、8月21日の説明会を予定した前段で、最終処分場をめぐっているいろいろご質問を受けたものですから、説明会をこの最終処分場の皆さんの疑問や意見を聞く会に改めましたので、そのあたりについては先ほどご質問なさった内容がその8月21日に出されたものと理解してます。

それで、9月22日の説明会の関係ですけれども、先ほど委員の方にもお答えしてますけれども、昔といいますか、平成7、8年ごろに、6、7年ごろといいますか、最終処分場をめぐっての桃内町会との協議の中で、小樽市単独の焼却施設を建設することは同意していることは十分承知している。ただ、今回の小樽市の考え方としては、広域処理ということで北後志からごみを持ってきて桃内で焼こうと。これについては事前のあれではないので新たに協議をする必要があるだろうし、感情的にといいますか、他市から持ってくるものを桃内で処分するのは反対だと。こういったようなご意見もありましたし、それから、万やむを得ないのであれば仕方ないのではないかという意見もございましたし、それから、どこかほかの場所で焼却処分してもらいたいと、こういったような意見もございました。

一応簡単ですけれども、その程度でございます。

○前田委員

それでね、重複してる方もおられるので25%程度かなということですが、これ住民説明会というのはそれ

なりの数というか、何%ぐらいの方に、まあ賛成、反対はあるでしょうけれども、とりあえず説明しなければなら
ないのかなということで、やはりそれなりのお持ちの腹づもりというのがあろうかと思えますけれども、毎回する
たびに1人2人と重複しながらでもふえていくかも、何十回も何回かやらなかったら、それこそ85世帯、3人ずつ
ふえても二百何十人。相当の数なので、何か違う方法をとらなかったら、特効薬ばつとやらないと、こんなことや
ってたらタイムスケジュールから合わせて、つながっていかないのではないかと。

○環境部長

1回でやれば、説明会に都合が悪い人がいる。それで2回最初設定をして、どちらかにおいでくださいというこ
とで皆さんにご案内をしたんです。ただ、それでもやはりおいでにならない方がいるということです。この辺あ
たりはたしか30日の厚生常任委員会のときにちょっと取扱いとして、私説明したと思えますけれども、恐らくそれ
でも来れない人がいるとすれば、それは個別にお訪ねをして、経過なり何なりの説明してですね、私たちの立場か
らするとご理解いただくようなこともしたいということで、とりあえず2回やってですね、どちらかにというよう
なことにしましたので、この後は個別に来れなかった方を中心にお話をさせてもらうようなことの手を打つような
予定に既にしておりましたので、それをまずやって、次に、それをやってからの中でさらにいろんな形の町会役員
の皆さんにもご相談申し上げたいと、そういうふうに思っています。

○前田委員

それでね、7月1日からあそこの最終処分場供用開始になったわけですがけれども、昨日までで結構ですがけれども、
何回も雨が降ってますよね。たくさん降ったと思います。何ミリというか、最大降った日はいつで、何ミリと言う
んですか、あれは。1時間当たり何ミリとか1日の降雨量、それで、その処理場の状況というのはどういう状況で
あったのか説明してください。

○環境部副参事

ちょっと日にち私今忘れたというかあれなんですけれども、あそこにちょっとアメダスがないものですから、小
樽市の測候所の中では7月の中だと思いますけれども、時間雨量24ミリというのが小樽で測定されたというふうに
承知しております。

○前田委員

1時間当たり24ミリ。それで、何日かわからないというんですけれども、その設備ありますよね、何か。あれは、
それは大したことではないよとかという、それとも多量な量というんですか。でも、雨の降った量というか、天気予
報でも当然大体のことはわかるんだろうけれども、最大の雨量をそれなりに想定して設計をされてるんでしょうけ
れどもね、ある程度の雨量とか、何日誌というんですかね、工場のそういう操業日誌というのか、そういうような
もの含めて当然完備というか、されているんでしょうか。どうなんですか。

○環境部副参事

処理場の污水处理施設にかかわってのその時間雨量とかという、アメダスというのは施設的ではないわけです。
というのは、24時間どれだけ雨量があるかということ監視するということよりも、時間雨量でどの程度水が入っ
てきてもですね、要するに調整池がかなり大きいものつくっておりますので、まずそこにためるとというのが1つで
す。

それから、もう1つは、大雨洪水警報だとかそういったものが出された場合については、防災等の方から私ども
に連絡来ることになってまして、それぞれの污水处理施設の職員だとか、そういったものについては連絡体制とい
いますか、そういったものを整備してございますので、例えば大雨警報が出ると、台風が来ると、そういったよう
な状況の中では事前に職員を配置するなり、そういった対応をとりたいなと、こういうふうにとっているというこ
とでご理解いただきたいと思います。

○前田委員

しつこいようですけれども、たしか500トンと言いましたっけ。何かそういうストックするタンクというか。

○環境部副参事

調整池は容量は1万7,500トンです。

○前田委員

1万7,500トン、それは上屋かかってるものですか、それとも貯水、沈殿的なものなんですか。

○環境部副参事

水処理施設の場合、埋立て処分場から汚水が出た段階で、一たんその汚水を調整する池があります。それから排水処理施設に向かって汚水を流して処理すると、こういう状況になってます。

汚水処理施設は日量500トンのできる施設でございますけれども、先ほどお話しした汚水調整池については容量は1万7,500トンをためることができると、こういうふうになってございます。

○前田委員

1日500トンの処理能力で1万何千トンの上流に貯水池があるということだけでも、1万何千くらいの池だったら大雨が降ったら恐らくいっぱいになると思いますけれども、年に何回もあるわけではないでしょうけれども、最悪の場合は1万数千トンの池もオーバーフローして、例えば当然500トンの水なんていうような問題ではないですけれども、当然直接放流するようなこともあり得る状況は考えられるんでしょう。

○環境部副参事

1つは、廃棄物処理法の中での汚水の排水の調整池の扱いについては、要するに構造的にですね、例えばあふれた状況であればオーバーフローできるような仕掛けをつくりなさいと、こういう状況にはなってます。ただ、今現在としては、その施設について私どもは封印してございます。それが1つです。

それから、もう1つは、要するに今の1万7,500トンの水量がですね、もしそういう形、池からオーバーフローになるというような水の量ということであると、要するに小樽市内大水害ということ想定しなければならないというふうに思ってます。それぐらいの大水害といいますかね、桃内川もはん濫する、勝納川もはん濫するだとか、そういったような状況が出てこない限りは、あの1万7,500トンを満杯してオーバーフローすると、こういったようなことにはならないのではなかろうかというふうに説明は受けてます。

○前田委員

ということは、7月1日から供用開始して、今日なら今日まででいいですけども、オーバーフローして直接放流したようなことはないですね、当然ね。

○環境部副参事

調整池からオーバーフローしたことはないんですけども、先ほどのご質問の中に7月の時間24ミリのお話がありましたけれども、その時点で上から来る放流水のが若干マンホールからあふれ出しまして、その擁壁をつくったものを一部壊したと、そういう過去の事態はございました。

○前田委員

そういうことを聞きたかったんですけどもね。そういうことがあったということで、恐らく池、私が心配することもないけれども、恐らく1万7,500トンですか。雨降らない日は当然それを抜いて使って、当然池を空にしていく状況になるんだろうと思います。そうですね、そういうことだろうと思います。そういうことで、その辺のこと、前にもいろいろとありますからね。気をつけていただきたいと思います。

それで、我が党の今回のこの3定の中で成田議員が質問しているんですけども、施設の安全性などについて丁寧に説明を行い、必要に応じて専門家の説明の場を設けるようなことも考えていきたいということでしょうけれども、そういったことで、これはどのような状況を想定してこういう答弁されているのかその点について。

○環境部副参事

説明会等の印象なんですけれども、要するにダイオキシン問題に関していろいろなご疑念を持っているわけです。それで、いろいろ質問なんか出るんですけれども、施設規模としてはこういう、例えば0.1ピコグラムだとかそういうお話はするんですけれども、私どもの素人の話でお話ししているわけなんですけれども、専門家のですね、例えば大学の教授だとか、それから、今現在新しい焼却施設に従事して、その維持管理専門にやっている方だとか、そういう方からですね、ダイオキシンがどういう状況で排出をされて、自分のところの施設ではどういう検査をやっているだとか、それから、そのダイオキシンを発生させないための施設整備はこういう形でやったんだとか、そういう具体的な実際に基づいたようなお話をしていただくことも住民理解を得る上では大切なことかなと。そういったことで市長がご答弁させていただきました。

○前田委員。

そういうことも、当然あればそういう必要も生じてくると思いますけれども、この間も悪臭だとかね、私が質問したウニの話だとかカモメの話、ずっとこう地域というか周辺の人たちが首をひねっていることが次から次と起きているんですね。そういったことで、答弁の中にこういうことがあったので、こういった部分も必要というか、場合によっては住民説明会なんかある程度必要なのかなと思ったものですから、さっきはちょっと聞いてみたんです。

それで、18名とか16名しか集まらないところに大先生連れていって説明しても、恐らく逆に大先生から、部長の方が逆におしかりを受けるかなという気はしますけれども、そういうことがないようにね、それこそ7割8割方の人が集まってきたときに、やはりそういう知識的なことも含めて説明していただければ、住民の人も納得する部分は多いのではないかなという気がしたものですからね。

ここで落とそうと思ったんだけれども、いきなり一番冒頭で海藻といえはそのとおりお話ししてくれたのかな。私わざとウニと言ったものだから、小樽の人だったらウニの実入りが悪いのはなぜかといったら、やはり付近に海藻がないからウニの実入りが悪いのであって。ウニの実入りというか、ウニはあったんです。中身がなかったからウニの実入りが悪い。ウニのえさがあればウニがそれを食べて、ちゃんと中に実っこが入ったはずなんです。その草がなかったということで、ちょっと聞いたんですけれども、ストレートに答えてくれなかったので私はちょっと語気を強くしましたけれども、そういったことでね。

それで、やはり地域住民の方に、いろいろ聞かれたり、私たちもこうやって議会で質問するわけですから、根も葉もないこと聞いているわけではありませんのでね。やはり正しく説明をしていただきたいなというふうに思います。

それで、部長最後にちょっと。それで質問を終わります。

○環境部長

7月にやった説明会でお話しいたしまして、2回目に予定をした説明会は、かえってそっちの方が話し合い中心になりました。それで、急遽新しい施設の話は次回に回してということで、それだけの話し合いをしました。

いろいろ今委員がおっしゃったようなことを含めて議論がありましたので、それは早速手を打ちまして、一番大きかったのは仮覆土をめぐる一つのやりとりなんですけれども、それも含めてですけれども、市長の指示がありましたので、それも現場に行っていていただいて説明する中で、そのことの内容につきましては、現段階において、ある程度こういうふうなことはありましたよということを含めて、それから、これについては今専門機関で調査もしていますよと。それで、もう少し長い目でというようなことで、この辺のあたりは先週金曜日に行った説明会をご案内するときにですね、経過報告ということで文書にしてですね、例えばカモメが死んだ話は今解剖してもらって調べてもらっている。その辺のことも含めて地域住民の皆さんにはお知らせをしております。

書き物ですからなかなかわかりにくい専門的なこと、若干あると思いますけれども、その辺あたり何かあればすぐ行ってですね、説明をしたいというふうに思いまして、あるいは、場合によっては必要によっては議会にその辺あたりのご報告をこれからしながら、適切な対応をしていきたいと思いますのでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時22分

再開 午後6時20分

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

○中島委員。

日本共産党を代表して、議案第25号に反対し、陳情第46号と継続審査中の請願第5号、請願第12号、請願第14号、陳情第23号の採択を主張して討論します。

議案第25号は、10月から始まる介護保険料第1号被保険者の普通徴収事務を市民部の所管とするものです。介護保険が始まってから、利用料の負担が大きくて、受けていたサービスを減らしたり必要なサービスを手控えるなど、これまでよりもサービスが後退するケースが出現し、制度そのものの問題が明らかになってきました。介護認定では、痴呆の認定の低過ぎ、実態に合わない問題があります。またサービスを受けようとしても、特別養護老人ホームをはじめ、すぐに利用できず待機者が出るなど、当初厚生省が言っていた「選べる介護」どころではありません。このような矛盾を放置したまま保険料徴収する時期ではありません。当面、10月からの保険料徴収を延期して、現在の問題を解決することを国に強く求めるべきです。保険料徴収のための議案には賛成できません。

陳情第46号は、天狗山ロープウェイ線のコロナード最上前にバス停留所の新設を求めるものです。この路線は洗心橋から終点の天狗山までの間に工業高校前1カ所しか停留所がありません。しかし、大型マンションや高校があり、地域のお年寄りの高齢化も進み、バス停留所の希望が増えています。生活路線としてのバス利用の充実を図り、高齢者が気軽にバスを利用して元気に過ごせるためにも、この地にバス停留所の新設を採択していただけるようにお願いいたします。

また、継続審査中の請願第5号、第12号、第14号、陳情第23号は、願意妥当、採択を主張します。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、請願第14号について採決いたします。

継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第25号、請願第5号、第12号、陳情第23号、第46号について、一括採決いたします。

議案は可決と、請願、陳情はいずれも継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第25号は可決、請願第5号、第12号、陳情第23号、第46号は、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、議案第26号について採決いたします。

可決と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。